２－２. 出来形管理基準及び規格値

【第１編　共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章　土工						
第3節　河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			Ⅰ－1
		2	掘削工（面管理の場合）			Ⅰ－2
		3	掘削工（水中部）（面管理の場合）			Ⅰ－3
	1-2-3-3	1	盛土工			Ⅰ－3
		2	盛土工（面管理の場合）			Ⅰ－4
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		Ⅰ－5
				多数アンカー式補強土工法		Ⅰ－5
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		Ⅰ－5
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		Ⅰ－5
	1-2-3-6		堤防天端工			Ⅰ－5
第4節　道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			Ⅰ－6
		2	掘削工（面管理の場合）			Ⅰ－7
	1-2-4-3	1	路体盛土工			Ⅰ－8
		2	路体盛土工（面管理の場合）			Ⅰ－9
	1-2-4-4	1	路床盛土工			Ⅰ－8
		2	路床盛土工（面管理の場合）			Ⅰ－9
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		Ⅰ－10
第3章　無筋、鉄筋コンクリート						
第7節　鉄筋工	1-3-7-4		組立て			Ⅰ－10

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章　一般施工						
第3節　共通的工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		Ⅰ－11
				軽量鋼矢板		Ⅰ－11
				コンクリート矢板		Ⅰ－11
				広幅鋼矢板		Ⅰ－11
				可とう鋼矢板		Ⅰ－11
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		Ⅰ－11
	3-2-3-6		小型標識工			Ⅰ－11
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		Ⅰ－12
				転落（横断）防止柵		Ⅰ－12
				車止めポスト		Ⅰ－12
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		Ⅰ－12
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		Ⅰ－12
	3-2-3-9		区画線工			Ⅰ－13
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		Ⅰ－13
				距離標		Ⅰ－13
	3-2-3-11		ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工			Ⅰ－13
	3-2-3-12	1	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工（購入工）	けた橋		Ⅰ－14
		2	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工（購入工）	スラブ桁		Ⅰ－14
	3-2-3-13		ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工			Ⅰ－15
	3-2-3-14	1	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工	（購入工）		Ⅰ－15
		2	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工			Ⅰ－15
	3-2-3-15		PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工			Ⅰ－16
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			Ⅰ－16
		2	PC押出し箱桁製作工			Ⅰ－17
	3-2-3-17		根固めﾌﾞﾛｯｸ工			Ⅰ－17
	3-2-3-18		沈床工			Ⅰ－18
	3-2-3-19		捨石工			Ⅰ－18
	3-2-3-22		階段工			Ⅰ－18
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		Ⅰ－18
		2	伸縮装置工	鋼製ﾌｨﾝｶﾞｰｼﾞｮｲﾝﾄ		Ⅰ－19
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		Ⅰ－19
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		Ⅰ－19
		2	多自然型護岸工	かごマット		Ⅰ－19
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		Ⅰ－20
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		Ⅰ－20
	3-2-3-28		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ工		Ⅰ－20
				ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾊﾟｲﾌﾟ工		Ⅰ－20
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		Ⅰ－21
				L型側溝工		Ⅰ－21
				自由勾配側溝		Ⅰ－21
				管渠		Ⅰ－21
		2	側溝工	場所打水路工		Ⅰ－21

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節　共通的工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		Ｉ－21
	3-2-3-30		集水桝工			Ｉ－22
	3-2-3-31		現場塗装工			Ｉ－22
第4節　基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		Ｉ－23
				砕石基礎工		Ｉ－23
				割ぐり石基礎工		Ｉ－23
				均しｺﾝｸﾘｰﾄ		Ｉ－23
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		Ｉ－23
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		Ｉ－24
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		Ｉ－24
				鋼管杭		Ｉ－24
				Ｈ鋼杭		Ｉ－24
		2	既製杭工	鋼管ｿｲﾙｾﾒﾝﾄ杭		Ｉ－24
	3-2-4-5		場所打杭工			Ｉ－24
	3-2-4-6		深礎工			Ｉ－25
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			Ｉ－25
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			Ｉ－25
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			Ｉ－26
第5節　石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積		Ｉ－26
				ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張り		Ｉ－26
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		Ｉ－26
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		Ｉ－27
	3-2-5-4		緑化ブロック工			Ｉ－27
	3-2-5-5		石積（張）工			Ｉ－27
第6節　一般舗装工	3-2-6-6	4	橋面防水工	シート系床版防水工		Ｉ－27
	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		Ｉ－28
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		Ｉ－29
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ｉ－30
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		Ｉ－31
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ｉ－32
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		Ｉ－33
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ｉ－34
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		Ｉ－35
		9	アスファルト舗装工	基層工		Ｉ－36
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		Ｉ－37
		11	アスファルト舗装工	表層工		Ｉ－38
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		Ｉ－39

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節　一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		Ｉ－40
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		Ｉ－41
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ｉ－42
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		Ｉ－43
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ｉ－44
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		Ｉ－45
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ｉ－46
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		Ｉ－47
		9	半たわみ性舗装工	基層工		Ｉ－48
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		Ｉ－49
		11	半たわみ性舗装工	表層工		Ｉ－50
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		Ｉ－51
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		Ｉ－52
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		Ｉ－53
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ｉ－54
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		Ｉ－55
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ｉ－56
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		Ｉ－57
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ｉ－58
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		Ｉ－59
		9	排水性舗装工	基層工		Ｉ－60
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		Ｉ－61
		11	排水性舗装工	表層工		Ｉ－62
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		Ｉ－63
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		Ｉ－64
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		Ｉ－65
		3	透水性舗装工	表層工		Ｉ－66
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		Ｉ－67

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節　一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ－68
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		Ⅰ－69
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		Ⅰ－70
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		Ⅰ－71
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		Ⅰ－72
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		Ⅰ－73
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		Ⅰ－74
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		Ⅰ－75
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		Ⅰ－76
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		Ⅰ－77
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		Ⅰ－78
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		Ⅰ－79
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		Ⅰ－80
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		Ⅰ－81
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		Ⅰ－82
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		Ⅰ－83
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		Ⅰ－84
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		Ⅰ－85
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		Ⅰ－86
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		Ⅰ－87
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		Ⅰ－88
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		Ⅰ－89
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		Ⅰ－90
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		Ⅰ－91
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		Ⅰ－92
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		Ⅰ－93

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		Ⅰ－94
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅰ－94
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅰ－95
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ－95
		5	薄層カラー舗装工	基層工		Ⅰ－95
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		Ⅰ－96
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅰ－96
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅰ－97
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ－97
		5	ブロック舗装工	基層工		Ⅰ－97
	3-2-6-15	1	路面切削工			Ⅰ－98
		2	路面切削工	（面管理の場合）		Ⅰ－98
	3-2-6-16		舗装打換え工			Ⅰ－98
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			Ⅰ－99
		2	オーバーレイ工	（面管理の場合）		Ⅰ－99
第7節　地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			Ⅰ－100
	3-2-7-3		置換工			Ⅰ－100
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		Ⅰ－101
		2	表層安定処理工	（ICT施工の場合）		Ⅰ－101
	3-2-7-5		パイルネット工			Ⅰ－101
	3-2-7-6		サンドマット工			Ⅰ－102
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		Ⅰ－102
				ペーパードレーン工		Ⅰ－102
				袋詰式サンドドレーン工		Ⅰ－102
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		Ⅰ－102
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射撹拌工		Ⅰ－103
				高圧噴射撹拌工		Ⅰ－103
				スラリー撹拌工		Ⅰ－103
				生石灰パイル工		Ⅰ－103
		2	固結工	スラリー撹拌工 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第８編 固結工（スラリー撹拌工）・バーチカルドレーン工編」による管理の場合		Ⅰ－103
		3	固結工	中層混合処理		Ⅰ－103

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		Ⅰ－103
				鋼矢板		Ⅰ－103
		2	土留・仮締切工	アンカー工		Ⅰ－104
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		Ⅰ－104
		4	土留・仮締切工	締切盛土		Ⅰ－104
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		Ⅰ－104
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			Ⅰ－105
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			Ⅰ－105
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		Ⅰ－105
		2	一般事項	鋳造費（大型ゴム支承工）		Ⅰ－107
		3	一般事項	仮設材製作工		Ⅰ－107
		4	一般事項	刃口金物製作工		Ⅰ－107
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		Ⅰ－108
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		Ⅰ－109
		2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		Ⅰ－110
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		Ⅰ－111
	3-2-12-4		検査路製作工			Ⅰ－113
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			Ⅰ－113
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			Ⅰ－114
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			Ⅰ－114
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			Ⅰ－114
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			Ⅰ－115
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			Ⅰ－115
	3-2-12-11		工場塗装工			Ⅰ－116
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		Ⅰ－117
				ケーブルクレーン架設		Ⅰ－117
				ケーブルエレクション架設		Ⅰ－117
				架設桁架設		Ⅰ－117
				送出し架設		Ⅰ－117
				トラベラークレーン架設		Ⅰ－117
			架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		Ⅰ－118
				架設桁架設		Ⅰ－118
			架設工支保工	固定		Ⅰ－118
				移動		Ⅰ－118
			架設桁架設	片持架設		Ⅰ－118
				押出し架設		Ⅰ－118

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		Ⅰ－118
				張芝工		Ⅰ－118
				筋芝工		Ⅰ－118
				市松芝工		Ⅰ－118
				植生シート工		Ⅰ－118
				植生マット工		Ⅰ－118
				植生筋工		Ⅰ－118
				人工張芝工		Ⅰ－118
				植生穴工		Ⅰ－118
		2	植生工	植生基材吹付工		Ⅰ－119
				客土吹付工		Ⅰ－119
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		Ⅰ－120
				モルタル		Ⅰ－120
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		Ⅰ－121
				現場吹付法枠工		Ⅰ－121
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		Ⅰ－121
	3-2-14-6		アンカー工			Ⅰ－121
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		Ⅰ－122
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			Ⅰ－122
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		Ⅰ－123
				多数アンカー式補強土工法		Ⅰ－123
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		Ⅰ－123
	3-2-15-4		井桁ブロック工			Ⅰ－123
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		Ⅰ－124
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		Ⅰ－124
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		Ⅰ－125
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			Ⅰ－125

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　築堤・護岸						
第3節　軽量盛土工	6-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	Ⅰ－101
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	Ⅰ－101
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	Ⅰ－102
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅰ－102
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ－103
第5節　護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第6節　矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第7節　法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	6-1-7-4		護岸付属物工			Ⅰ－126
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	Ⅰ－27
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19
				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				かご枠	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	Ⅰ－26
第8節　擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
第9節　根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ－18
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ－18
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
	6-1-10-8		杭出し水制工			Ⅰ－126
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅰ－96
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	6-1-11-10		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			Ⅰ－126
	6-1-13-4		ハンドホール工			Ⅰ－127
第2章　浚渫（川）						
第2節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ－124
第3節　浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ－124
第4節　浚渫工(バックホウ浚渫船)	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ－124
		2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ－124
第3章　樋門・樋管						
第3節　軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ－103
第5節　樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		Ⅰ－127
		2	函渠工	ヒューム管		Ⅰ－127
				ＰＣ管		Ⅰ－127
				コルゲートパイプ		Ⅰ－127
				ダクタイル鋳鉄管		Ⅰ－127
				ＰＣ函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
	6-3-5-7		翼壁工			Ⅰ－128
	6-3-5-8		水叩工			Ⅰ－128
第6節　護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ－18
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第7節　水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	6-3-7-4		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
第8節　付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ－18
第4章　水門						
第3節　工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅰ－108

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節　工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅰ－113
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅰ－114
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅰ－115
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅰ－114
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	Ⅰ－107
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第5節　軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第6節　水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-4-6-7		床版工			Ⅰ－128
	6-4-6-8		堰柱工			Ⅰ－128
	6-4-6-9		門柱工			Ⅰ－128
	6-4-6-10		ゲート操作台工			Ⅰ－128
	6-4-6-11		胸壁工			Ⅰ－128
第6節　水門本体工	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	Ⅰ－128
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	Ⅰ－128
第7節　護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ－18
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第8節　付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ－18
第9節　鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第14節 コンクリート管理橋上部工(ＰＣ橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ－14

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節　コンクリート管理橋上部工(ＰＣ橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅰ－15
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	Ⅰ－15
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅰ－15
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	6-4-14-9		床版･横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第15節　コンクリート管理橋上部工(ＰＣホロースラブ橋)	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
	6-4-15-5		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ－16
第16節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第18節　舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	Ⅰ－40
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	Ⅰ－52
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	Ⅰ－64
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	Ⅰ－68
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅰ－96
第5章　堰						
第3節　工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	Ⅰ－107
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅰ－108
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅰ－113
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅰ－113
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅰ－114
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅰ－115
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	Ⅰ－115
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅰ－114
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅰ－114

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節　工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	Ⅰ－107
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第5節　計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第6節　可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ－25
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	Ⅰ－128
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	Ⅰ－128
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	Ⅰ－128
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	Ⅰ－128
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	Ⅰ－128
	6-5-6-13		開門工			Ⅰ－128
	6-5-6-14		土砂吐工			Ⅰ－128
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
第7節　固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ－25
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-5-7-8		堰本体工			Ⅰ－128
	6-5-7-9		水叩工			Ⅰ－128
	6-5-7-10		土砂吐工			Ⅰ－128
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
第8節　魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			Ⅰ－129
第9節　管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			Ⅰ－129
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第15節　コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-5-15-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ－14
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅰ－15
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	Ⅰ－15
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅰ－15
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	6-5-15-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	6-5-15-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第16節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
	6-5-16-5		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ－16
第17節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ箱桁橋）	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	6-5-17-4		ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	Ⅰ－16
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第18節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第20節　付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ－18
第6章　排水機場						
第3節　軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-6-4-6		本体工			Ⅰ－130
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			Ⅰ－130
第5節　沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節　沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	6-6-5-7		コンクリート床版工			Ⅰ－130
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
第6節　吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	Ⅰ－130
第7章　床止め・床固め						
第3節　軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		Ⅰ－131
				植石張り	3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		Ⅰ－131
				巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
第5節　床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	Ⅰ－130
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	Ⅰ－130
	6-7-5-6		側壁工			Ⅰ－131
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	Ⅰ－131
第6節　山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
第8章　河川維持						
第7節　路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	Ⅰ－5
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
第8節　付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
第9節　付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	Ⅰ－126
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	Ⅰ－127
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
第9章　河川修繕						
第3節　軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節　側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	Ⅰ－26
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
				石張工	3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
第6節　堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
第7節　管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅰ－98
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅰ－98
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅰ－99
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
				集水桝工	3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
第8節　現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅰ－13

【第７編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　堤防・護岸						
第3節　軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	Ⅰ－101
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	Ⅰ－101
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	Ⅰ－102
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅰ－102
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ－103
第5節　護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			Ⅰ－132
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			Ⅰ－132
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第6節　護岸工	7-1-6-3		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			Ⅰ－132
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			Ⅰ－133
第7節　擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
第8節　天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			Ⅰ－133
第9節　波返工	7-1-9-3		波返工			Ⅰ－133
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	Ⅰ－133
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	7-1-12-4		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
				プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
				コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
				タグタイル鋳鉄管	3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ－18
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	7-1-14-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11

【第７編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
第2章　突堤・人工岬						
第3節　軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			Ⅰ－134
	7-2-4-5		吸出し防止工			Ⅰ－134
第5節　突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			Ⅰ－134
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			Ⅰ－135
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	7-2-5-9		石枠工			Ⅰ－135
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			Ⅰ－135
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		Ⅰ－136
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		Ⅰ－136
		3	ケーソン工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		Ⅰ－136
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		Ⅰ－137
		2	セルラー工	セルラー工据付		Ⅰ－137
		3	セルラー工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		Ⅰ－137
第6節　根固め工	7-2-6-2		捨石工			Ⅰ－137
	7-2-6-3		根固めブロック工			Ⅰ－138
第7節　消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	7-2-7-3		消波ブロック工			Ⅰ－138
第3章　海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）						
第3節　海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			Ⅰ－138
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	Ⅰ－134
第4節　海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	Ⅰ－135
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	Ⅰ－136
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	Ⅰ－137
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打コンクリート工	Ⅰ－135
第4章　浚渫（海岸）						
第3節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ－124
第4節　浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ－124

【第７編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章　養浜						
第3節　軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	Ⅰ－138

【第８編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　砂防堰堤						
第3節　工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	Ⅰ－111
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			Ⅰ－139
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第5節　軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第6節　法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	8-1-6-7	1	かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
		2		ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第8節　コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			Ⅰ－139
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅰ－139
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			Ⅰ－139
	8-1-8-8		水叩工			Ⅰ－140
第9節　鋼製堰堤工	8-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		Ⅰ－140
		2		透過型		Ⅰ－141
	8-1-9-6		鋼製側壁工			Ⅰ－143
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	Ⅰ－139
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅰ－140
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ－18
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	8-1-12-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
第2章　流路						
第3節　軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　流路護岸工	8-2-4-4		基礎工（護岸）		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122

【第８編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節　流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ⅰ－126
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
第5節　床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅰ－139
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅰ－139
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	Ⅰ－139
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅰ－140
	8-2-5-8		魚道工			Ⅰ－143
第6節　根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19
第7節　流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ－18
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
第3章　斜面対策						
第3節　軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
第5節　擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	Ⅰ－123
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅰ－123
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅰ－150
第6節　山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			Ⅰ－143
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
	8-3-6-7		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
第7節　地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			Ⅰ－144
	8-3-7-5		集水井工			Ⅰ－144
第8節　地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ－103

【第８編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節　地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第9節　抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	Ⅰ－25
	8-3-9-6		合成杭工			Ⅰ－144

【第９編　ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　コンクリートダム						
第4節　ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		Ⅰ－145
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		Ⅰ－145
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		Ⅰ－146
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		Ⅰ－147
第2章　フィルダム						
第4節　盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			Ⅰ－148
	9-2-4-6		フィルターの盛立			Ⅰ－148
	9-2-4-7		ロックの盛立			Ⅰ－148
	9-2		フィルダム（洪水吐）			Ⅰ－149
第3章　基礎グラウチング						
第3節　ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			Ⅰ－149

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　道路改良						
第3節　工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		Ⅰ－150
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第4節　地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	Ⅰ－100
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	Ⅰ－100
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6ｻﾝﾄﾞﾏｯﾄ工	Ⅰ－102
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	Ⅰ－102
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅰ－102
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ－103
第5節　法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第6節　軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第7節　擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅰ－123
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅰ－123
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅰ－123
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅰ－123
第8節　石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
第9節　カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	10-1-9-6		場所打函渠工			Ⅰ－150
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
第10節　排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
第11節　落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			Ⅰ－150
	10-1-11-5		落石防護柵工			Ⅰ－150

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			Ⅰ－151
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			Ⅰ－151
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			Ⅰ－151
	10-1-12-5		遮音壁本体工			Ⅰ－151
第2章　舗装						
第3節　地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	Ⅰ－100
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	Ⅰ－100
第4節　舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	Ⅰ－40
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	Ⅰ－52
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	Ⅰ－64
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	Ⅰ－68
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅰ－96
	10-2-4		歩道路盤工			Ⅰ－152
	10-2-4		取合舗装路盤工			Ⅰ－152
	10-2-4		路肩舗装路盤工			Ⅰ－152
	10-2-4		歩道舗装工			Ⅰ－152
	10-2-4		取合舗装工			Ⅰ－152
	10-2-4		路肩舗装工			Ⅰ－152
	10-2-4		表層工			Ⅰ－152
第5節　排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-2-5-5		集水桝（街渠桝）・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			Ⅰ－153
第6節　縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
第7節　踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		Ⅰ－153
				ラバーシュー		Ⅰ－153
				アンカーボルト		Ⅰ－153
第8節　防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
第9節　標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		Ⅰ－153
		2	大型標識工	標識柱工		Ⅰ－153

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			Ⅰ－154
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		Ⅰ－154
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		Ⅰ－154
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
第3章　橋梁下部						
第3節　工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	Ⅰ－107
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			Ⅰ－155
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅰ－114
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第5節　軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第6節　橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅰ－25
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマッチクケーソン基礎工	Ⅰ－25
	10-3-6-8		橋台躯体工			Ⅰ－156
第7節　ＲＣ橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅰ－25
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマッチクケーソン基礎工	Ⅰ－25
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅰ－26
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		Ⅰ－157
				重力式		Ⅰ－157
				半重力式		Ⅰ－157
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		Ⅰ－158
第8節　鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅰ－25
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマッチクケーソン基礎工	Ⅰ－25
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅰ－26
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	Ⅰ型・Ｔ型		Ⅰ－158
		2	橋脚フーチング工	門型		Ⅰ－159
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	Ⅰ型・Ｔ型		Ⅰ－159
		2	橋脚架設工	門型		Ⅰ－159
	10-3-8-11		現場継手工			Ⅰ－159

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節　鋼製橋脚工	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
第9節　護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ⅰ－126
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	Ⅰ－27
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				かご枠	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	Ⅰ－26
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
第4章　鋼橋上部						
第3節　工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅰ－108
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅰ－113
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅰ－113
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅰ－114
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅰ－115
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅰ－114
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			Ⅰ－160
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅰ－108
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅰ－114
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第5節　鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節　鋼橋架設工	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	10-4-5-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		Ⅰ－160
		2	支承工	ゴム支承		Ⅰ－160
第6節　橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
第7節　床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
第8節　橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	10-4-8-3		落橋防止装置工			Ⅰ－161
	10-4-8-5		地覆工			Ⅰ－161
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			Ⅰ－161
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			Ⅰ－161
	10-4-8-8		検査路工			Ⅰ－161
第9節　歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	Ⅰ型	10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅰ－158
				Ｔ型	10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅰ－158
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
第5章　コンクリート橋上部						
第3節　工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	Ⅰ－115
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅰ－114
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅰ－113
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅰ－113
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第5節　ＰＣ橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ－14
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ－14
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅰ－15
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	Ⅰ－15
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅰ－15
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13　架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13　架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節　ＰＣ橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第6節　プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		Ⅰ－162
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第7節　ＰＣホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-5-7-4		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ－16
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第8節　ＲＣホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-5-8-4		ＲＣ場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ－16
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第9節　ＰＣ版桁橋工	10-5-9-2		ＰＣ版桁製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ－16
第10節 ＰＣ箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-5-10-4		ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	Ⅰ－16
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第11節 ＰＣ片持箱桁橋工	10-5-11-2		ＰＣ片持箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	Ⅰ－16
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋	Ⅰ－118
第12節 ＰＣ押出し箱桁橋工	10-5-12-2		ＰＣ押出し箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ押出し箱桁製作工	Ⅰ－17
	10-5-12-3		架設工（押出し架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第6章　トンネル（ＮＡＴＭ）						
第4節　支保工	10-6-4-3		吹付工			Ⅰ－162
	10-6-4-4		ロックボルト工			Ⅰ－162
第5節　覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			Ⅰ－163
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	Ⅰ－163
	10-6-5-5		床版コンクリート工			Ⅰ－163
第6節　インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			Ⅰ－164
第7節　坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
第8節　坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			Ⅰ－164

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節　坑門工	10-6-8-5		明り巻工			Ⅰ－165
第11章　共同溝						
第3節　工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第6節　現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			Ⅰ－166
	10-11-6-4		カラー継手工			Ⅰ－166
	10-11-6-5	1	防水工	防水		Ⅰ－166
		2	防水工	防水保護工		Ⅰ－166
		3	防水工	防水壁		Ⅰ－167
第7節　プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			Ⅰ－167
第12章　電線共同溝						
第5節　電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		Ⅰ－167
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		Ⅰ－168
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	Ⅰ－168
第6節　付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			Ⅰ－168
第13章　情報ボックス工						
第3節　情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工（管路部）	Ⅰ－167
第4節　付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	Ⅰ－168
第14章　道路維持						
第4節　舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅰ－98
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅰ－98
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			Ⅰ－169
		2	切削オーバーレイ工	（面管理の場合）		Ⅰ－169
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅰ－99
	10-14-4-7		路上再生工			Ⅰ－169
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
第5節　排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-14-5-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
第6節　防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
第7節　標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅰ－153
第8節　道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅰ－154
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	Ⅰ－154
第9節　軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節　石・ブロック積（張）工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	10-14-11-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅰ－150
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅰ－13
第16章　道路修繕						
第3節　工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			Ⅰ－170
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅰ－114
第5節　舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅰ－98
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅰ－98
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	Ⅰ－169
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅰ－99
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	Ⅰ－169
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
第6節　排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-16-6-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
第7節　縁石工	10-16-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
第8節　防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
第9節　標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅰ－153
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅰ－154
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	Ⅰ－154
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
第15節 石・ブロック積（張）工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	10-16-15-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅰ－150
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	Ⅰ－150
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅰ－150
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	Ⅰ－151
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	Ⅰ－151
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	Ⅰ－170
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-16-21-4		ＰＣ橋支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅰ－13

【第13編　農地編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　パイプライン工						
第4節　管体基礎工	13-1-4-1		管体基礎工	砂基礎等		Ⅰ－171
第5節　布設接合工	13-1-5		菅水路（遠心力鉄筋コンクリート管）	ＲＣ管		Ⅰ－171
			菅水路（ダクタイル鋳鉄管）	K形、T形、U形		Ⅰ－172
			菅水路（強化プラスチック複合菅）	B形、T形、C形		Ⅰ－172
			菅水路（硬質ポリ塩化ビニル管）			Ⅰ－172
			菅水路（鋼管）			Ⅰ－172
			管布設			Ⅰ－173
			Ｖ型開先	両面溶接		Ⅰ－173
			Ｖ型開先テーパ付き直管	両面溶接		Ⅰ－174
			Ｖ型開先	片面溶接		Ⅰ－174
			Ｖ型開先	片面裏当溶接		Ⅰ－175
			Ｘ型開先	両面溶接		Ⅰ－175
			Ｘ型開先テーパ付き直管	両面溶接		Ⅰ－176
			周接手溶接			Ⅰ－177
			周接手溶接テーパ付き直管			Ⅰ－178
			すみ肉溶接			Ⅰ－178
			放射線透過試験			Ⅰ－179
			素地調整			Ⅰ－179
			エポキシ樹脂塗装			Ⅰ－180
			ジョイントコート			Ⅰ－181
			菅水路（埋設とう性管）	ダクタイル鋳鉄管		Ⅰ－182
				鋼管		Ⅰ－182
				強化プラスチック管		Ⅰ－182
			シールド工事（一次覆工）	コンクリートセグメント		Ⅰ－183
				鋼製セグメント		Ⅰ－183
			シールド工事（二次覆工）	既製管覆工		Ⅰ－183
				推進工事		Ⅰ－183
第2章　ため池						
第2節　堤体工	13-2-2		堤体工			Ⅰ－191
	13-2-4		洪水吐工			Ⅰ－191
	13-2-5		樋管工同上付帯構造物	土砂吐ゲート等		Ⅰ－192
第3章　農用地造成						
第2節　農用地造成	13-3-2-5		テラス（階段畑）			Ⅰ－192
			改良山成			Ⅰ－192
	13-3-2-7		耕起深耕			Ⅰ－193
	13-3-2-9		土壌改良			Ⅰ－193
	13-3		道路工（耕作道）			Ⅰ－193
第4章　ほ場整備						
第3節　整地工	13-4-3-1		表土扱い			Ⅰ－193
	13-4-3-5		基盤造成	表土整地		Ⅰ－193
	13-4-3-4		畦畔復旧			Ⅰ－194

【第13編　農地編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節　道路工	13-4-4-1		道路工（砂利道）			Ⅰ－194
第5章　水路工						
第2節　開水路	13-5-2-1		現場打開水路			Ⅰ－194
	13-5-2-2		鉄筋コンクリート大型フリューム			Ⅰ－195
			鉄筋コンクリートＬ形水路			Ⅰ－195
			ボックスカルバート水路			Ⅰ－195
	13-5-2-3		U字溝			Ⅰ－196
			U字フリューム			Ⅰ－196
			ベンチフリューム			Ⅰ－196
	13-5-2		土水路			Ⅰ－196
第3節　暗渠・サイホン工	13-5-3		現場打サイホン			Ⅰ－196
			現場打暗渠			Ⅰ－197
			コンクリート付帯構造物			Ⅰ－197
			コンクリート基礎			Ⅰ－197
			コンクリート側溝			Ⅰ－197
			コンクリート管渠			Ⅰ－197
			横断構造物			Ⅰ－197
			コンクリート擁壁			Ⅰ－197
			その他上記に準ずるもの			Ⅰ－197
			頭首工本体			Ⅰ－198
			頭首工護床ブロック	異形ブロック		Ⅰ－198

【第14編　森林土木編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　林道工事						
第2節　法面工	14-1-2-1		特殊モルタル吹付工			Ⅰ－199

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	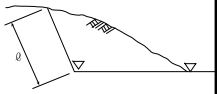	1-2-3-2
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200			
							ℓ≧5m	法長－4%			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術をを用いた出来形管理要領(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	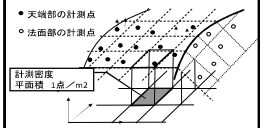 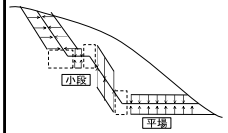	1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または標高較差	±70	±330			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	基準高 ▽		−50		施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	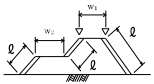	1-2-3-3
						法長ℓ	ℓ＜5m	−100				
							ℓ≧5m	法長−2%				
						幅 w_1，w_2		−100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）					1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術をを用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	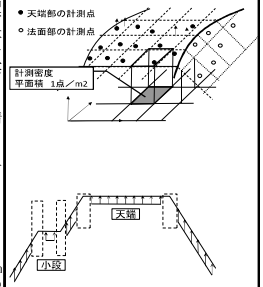	1-2-3-3
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 （小段含む）	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽	−50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	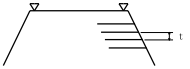	1-2-3-4
						厚さ t	−50			
						控え長さ	設計値以上			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚さ t	※−30	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	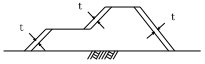	1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t　t＜15cm	−25	幅は、施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき１ヶ所、200m以下は２ヶ所、中央で測定。	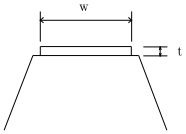	1-2-3-6
						厚さ t　t≧15cm	−50			
						幅 w	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	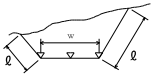	1-2-4-2
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200			
							ℓ≧5m	法長－4%			
						幅	w	－100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）					1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術をを用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	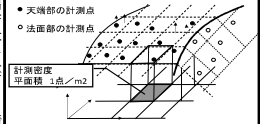 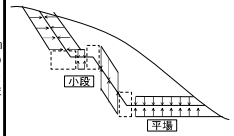	1-2-4-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含	水平または標高較差	±70	±330			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	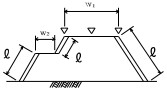	1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長－2%			
						幅	w_1, w_2	－100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）	天端	標高較差	±50	±150	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術をを用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	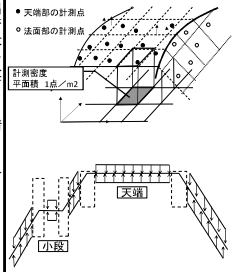	1-2-4-3 1-2-4-4
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚　さ　t	※－30	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	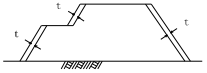	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	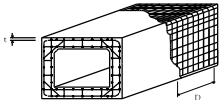 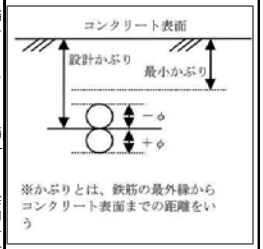	1-3-7-4
						かぶり t	設計かぶり±φかつ最小かぶり以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ▽		±50	基準高は施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	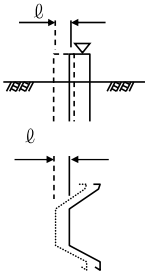	3-2-3-4
						根入長		設計値以上			
						変位 ℓ		100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長 L		−200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さ H		設計値以上	１ヶ所／１基	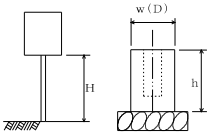	3-2-3-6
						基礎	幅w（D）	−30	基礎１基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高さ h	−30			
							根入長	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	−30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	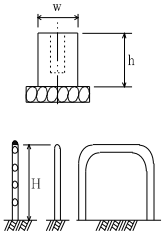	3-2-3-7
							高さ h	−30			
						パイプ取付高 H		＋30 −20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅 w	−30	１ヶ所／施工延長20m 20m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	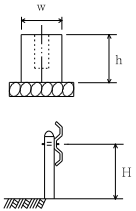	3-2-3-8
							高さ h	−30			
						ビーム取付高 H		＋30 −20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅 w	−30	１ヶ所／１基礎毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	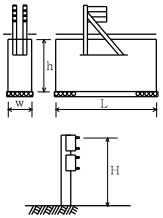	3-2-3-8 ※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する
							高さ h	−30			
							延長 L	−100			
						ケーブル取付高 H		＋30 −20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9
						幅　w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	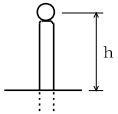	3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長　L（m）	±L／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長　L（m）	±10…L≦10m ±L／1000…L＞10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	幅（上）w_1	＋10 －5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）	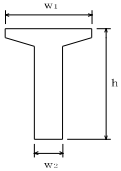	3-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）w_2	±5			
						高　さ h	＋10 －5			
						桁　長 ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5）かつ－30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁　長 ℓ	―	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法（mm）	―			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁　長 ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5）かつ－30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする ℓ：支間長（m）		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び厚さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	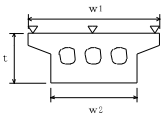	3-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1，w_2	−5～＋30			
						厚さ t	−10～＋20			
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ−5）かつ−30mm以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び高さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	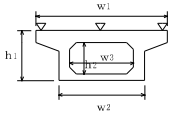	3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上） w_1	−5～＋30			
						幅（下） w_2	−5～＋30			
						内空幅 w_3	±5			
						高さ h_1	＋10 −5			
						内空高さ h_2	＋10 −5			
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ−5）かつ−30mm以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上）　w_1		−5～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	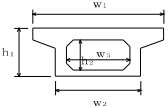	3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）　w_2		−5～＋30			
						内空幅　w_3		±5			
						高　さ　h_1		＋10 −5			
						内空高さ　h_2		＋10 −5			
						桁　長　ℓ		ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ−5）かつ−30mm以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長20ｍにつき１ヶ所、延長20ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	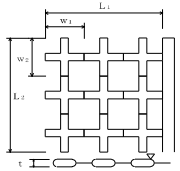	3-2-3-17
							厚さｔ	−20	幅、厚さは20個につき1ヶ所測定。		
							幅W_1，W_2	−20			
							延長L_1，L_2	−200	１施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	±ｔ／2	施工延長20ｍにつき１ヶ所、延長20ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	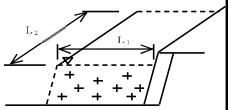	
							延長L_1，L_2	−ｔ／2	１施工箇所毎	ｔは根固めブロックの高さ	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高 ▽	±150	1組毎	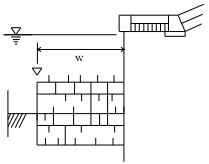	3-2-3-18
						幅 w	±300			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高 ▽	−100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	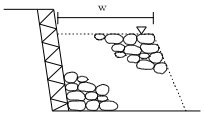	3-2-3-19
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 w	−30	1回／1施工箇所	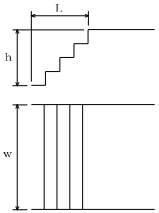	3-2-3-22
						高さ h	−30			
						長さ L	−30			
						段数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	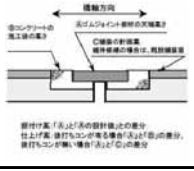	3-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～−2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 （鋼製フィンガージョイント）	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各３点計９点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点	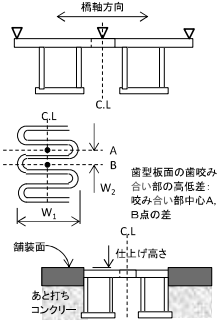	3-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔W_1		±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔W_2		±5			
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～－2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 （埋設型ジョイント）	表面の凹凸		3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	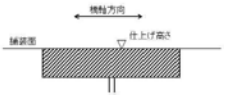	3-2-3-24
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～+3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 （巨石張り、巨石積み）	基準高 ▽		±500	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-3-26
						法長 ℓ		－200			
						延長 L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 （かごマット）	法長 ℓ		－100	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	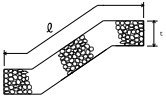	3-2-3-26
						厚さ t		－0.2 t			
						延長 L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 （じゃかご）	法長 ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	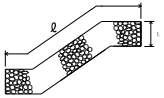	3-2-3-27
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ t		－50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 （ふとんかご、かご枠）	高さ h		－100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	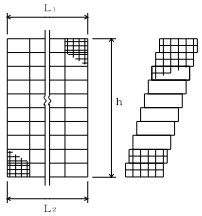	3-2-3-27
						延長 L_1，L_2		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高 ▽		±30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	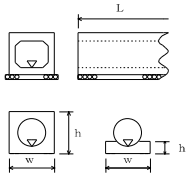	3-2-3-28
						※幅 w		－50			
						※高さ h		－30			
						延長 L		－200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	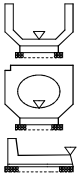	3-2-3-29
						延長 L	−200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 （場所打水路工）	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	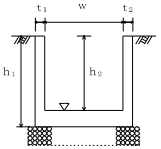	3-2-3-29
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						延長 L	−200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所。 延長20m以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	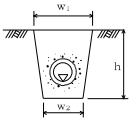	3-2-3-29
						幅 w_1, w_2	−50			
						深さ h	−30			
						延長 L	−200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	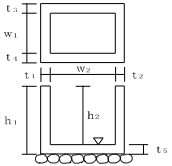	3-2-3-30
						※厚さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w_1，w_2	−30			
						※高さ h_1，h_2	−30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90％以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m²とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。		3-2-3-31

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅　　w	設計値以上	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	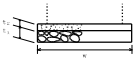	3-2-4-1
						厚さ　t_1，t_2	－30			
						延　　長　L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高　▽	±30	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。。	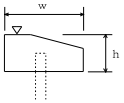	3-2-4-3
						幅　　w	－30			
						高　　さ　h	－30			
						延　　長　L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	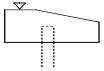	3-2-4-3
						延長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 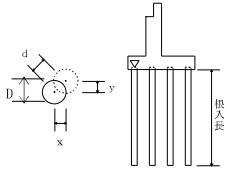	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 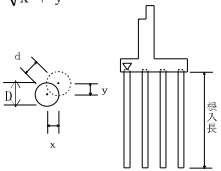	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 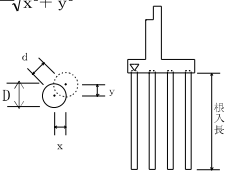	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径 D	設計径（公称径）－30以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 ※ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの場合はその内径、補強ﾘﾝｸﾞを必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞの内径とし、ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 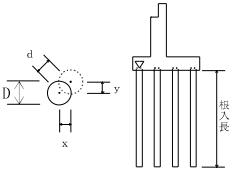 	3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1／50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 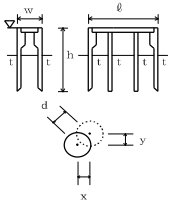 	3-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	−50			
						ケーソンの幅 w	−50			
						ケーソンの高さh	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 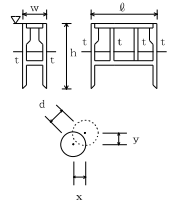 	3-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	−50			
						ケーソンの幅 w	−50			
						ケーソンの高さh	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏心量 d	300以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 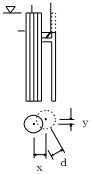	3-2-4-9
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	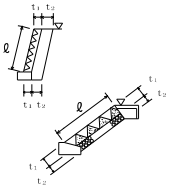	3-2-5-3
						法長ℓ　ℓ＜3m	－50			
						法長ℓ　ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック積張）t_1	－50			
						厚さ（裏込）t_2	－50			
						延長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	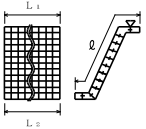	3-2-5-3
						法長 ℓ	－100			
						延長 L_1，L_2	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	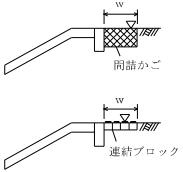	3-2-5-3
						幅 w		−100			
						延長 L		−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	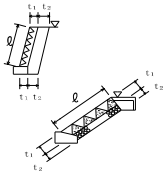	3-2-5-4
						法長ℓ	ℓ＜3m	−50			
							ℓ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック） t_1		−50			
						厚さ（裏込） t_2		−50			
						延長 L		−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	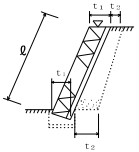	3-2-5-5
						法長ℓ	ℓ＜3m	−50			
							ℓ≧3m	−100			
						厚さ（石積・張） t_1		−50			
						厚さ（裏込） t_2		−50			
						延長 L		−200			
編 3 土木工事共通	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水工）	シートの重ね幅		-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長20m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工（基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工（表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	12	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長20ｍ毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-8
						厚　　さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	7	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	8	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	－25	－25	―	―			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き) （σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長20m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-9
						厚　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	7	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 （基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－25	－25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	11	排水性舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式(足付き)				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	12	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き) （σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 （路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長20m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長20m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-10
						厚　さ	t＜15cm	−30	−10			
							t≧15cm	−45	−15			
						幅	−100		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-10
							t≧15cm	±90	＋50 －15			
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10			
							t≧15cm	±90	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工 （表層工）	厚さ	－9		－3	幅は、片側延長20m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						幅	－25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20		-3	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-10

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	5	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	6	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長20ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長20ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚さ	－9	－12	－3		幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工）	厚さ	−10		−3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長20m毎に１ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	−25		—				
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ）3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰにより機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ）3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長20m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	−8		幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8		幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値			測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上　小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚　さ	－9	－12	－3		幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚　さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200ｍ毎に水糸またはレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長20ｍ毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長20ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－35		—				
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下。				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰにより（σ）2.4mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長20m毎に１ヶ所の割に測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5		幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3		幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
						幅	－25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長20m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-14
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5		幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3		幅は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		3-2-6-14
						幅	−25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t	−7	−2	厚さは20m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長20m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点管理方法を用いることができる。	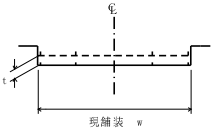	3-2-6-15
						幅 w	−25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さtのみ	厚さ t（標高較差）	−17(17)（面管理として緩和）	−2(2)	1．施工履歴データを用いたでき型管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 3．厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4．幅は、延長20m毎に測定するものとし、延長20m未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。	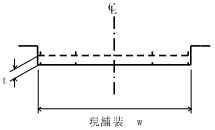	3-2-6-15
						幅 w	−25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工 幅 w	−50		各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点管理方法を用いることができる。	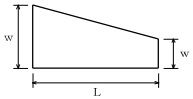	3-2-6-16
						路盤工 延長L	−100				
						路盤工 厚さt	該当工種				
						舗設工 幅 w	−25				
						舗設工 延長L	−100				
						舗設工 厚さt	該当工種				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚　さ　t	－9		厚さは20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、延長20m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点管理方法を用いることができる。	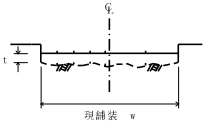	3-2-6-17
						幅　　w	－25				
						延　長　L	－100				
						平　坦　性	—	３m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						平　坦　性	—	３m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長20m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。	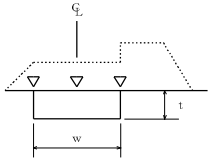	3-2-7-2
						施工厚さ　t	−50			
						幅　w	−100			
						延　長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	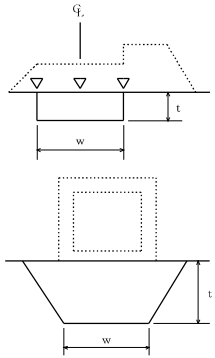	3-2-7-3
						置換厚さ　t	−50			
						幅　w	−100			
						延　長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	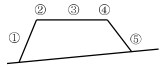 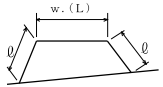	3-2-7-4
						法長 ℓ	−500			
						天端幅 w	−300	w.（L）は施工延長20mにつき1ヶ所、20m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長 L	−500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ＩＣＴ施工の場合）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	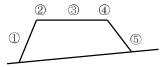 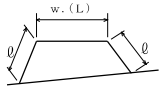	3-2-7-4
						法長 ℓ	−500			
						天端幅 w	−300	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
						天端延長 L	−500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	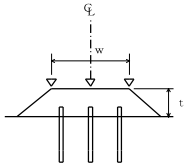	3-2-7-5
						厚さ t	−50			
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ　t	－50	施工延長20mにつき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	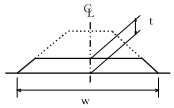	3-2-7-6
						幅　w	－100			
						延　長　L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位置・間隔w	±100	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。１ヶ所に４本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	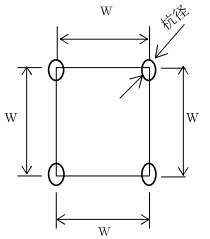 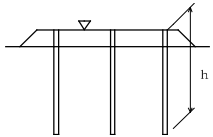 ※余長は、適用除外	3-2-7-7 3-2-7-8
						杭　径　D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高 ▽	－50	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。 １ヶ所に４本測定。	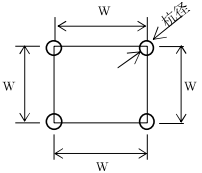	3-2-7-9
						位置・間隔w	D／4以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上	全本数 $L=\ell_1-\ell_2$ ℓ_1は改良体先端深度 ℓ_2は改良端天端深度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第８編 固結工（スラリー撹拌工）・バーチカルドレーン工編」による管理の場合	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	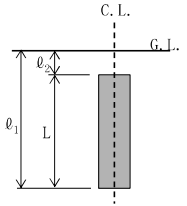	
						位置	D／8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認（掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径 D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認（掘起しによる実測確認は不要）		
						深度 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認（残尺計測による確認は不要）		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高 ▽	設計値以上	500m3～2,000m3につき1ヶ所、または施工延長20mにつき1ヶ所。 500m3以下、又は施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。	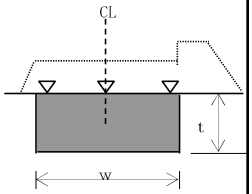	3-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長20mにつき１ヶ所。 延長20m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。	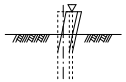	3-2-10-5
						根入長	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数	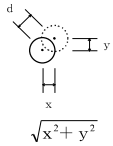	3-2-10-5
						配置誤差 d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	法　長 ℓ	－100	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	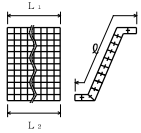	3-2-10-5
						延長 L_1 L_2	－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 （締切盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長20mにつき１ヶ所。 延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	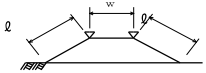	3-2-10-5
						天端幅 w	－100			
						法　長 ℓ	－100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 （中詰盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長20mにつき１ヶ所。 延長20m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-5

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長20mにつき１ヶ所。延長20m以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20mにつき１ヶ所。延長20m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	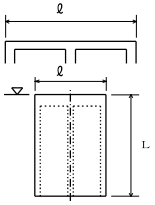	3-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	−50			
						変位	300			
						壁体長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長20mにつき１ヶ所。延長20m以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20mにつき１ヶ所。延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	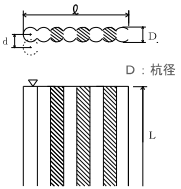	3-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	−50			
						変位 d	D／4以内			
						壁体長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 孔の直径差	＋2 −0	製品全数を測定。		3-2-12-1
						上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
						上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離 ≦1000mm	1以下			
						上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
						上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離 ＞1000mm	1.5以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	アンカーボルト用孔（鋳放し）アンカーボルト	ドリル加工孔	≦100mm	＋3 －1	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1
								＞100mm	＋4 －2			
							孔の中心距離※1		JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			
						ボス※5	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －1			
						上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403-1995 CT13			
						全移動量ℓ※4	ℓ≦300mm		±2			
							ℓ＞300mm		±ℓ／100			
						組立高さH	上，下面加工仕上げ		±3			
							コンクリート構造用	H≦300mm	±3			
								H＞300mm	(H／200＋3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法※2)、※3)		JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法※2)		JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w長さL直径D	w，L，D≦500	0～＋5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	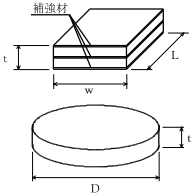	3-2-12-1
							500＜w，L，D≦1500mm	0～＋1%			
							1500＜w，L，D	0～＋15			
						厚さt	t≦20mm	±0.5			
							20＜t≦160	±2.5%			
							160＜t	±4			
						相対誤差	w，L，D≦1000mm	1			
							1000mm＜w，L，D	(w，L，D)／1000			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さh（m）		±2… h≦0.5 ±3… 0.5＜h≦1.0 ±4… 1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	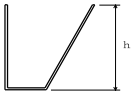	3-2-12-1
						外周長L（m）		±(10＋L／10)			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準 鋼桁等	測定基準 トラス・アーチ等	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	ﾌﾗﾝｼﾞ幅w（m） 腹板高h（m） 腹板間隔b′（m）	±2……　w≦0.5 ±3……　0.5＜w≦1.0 ±4……　1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)……　2.0＜w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		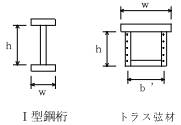	3-2-12-3
							板の平面度δ（mm）　鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		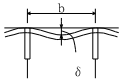	3-2-12-3
							板の平面度δ（mm）　箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			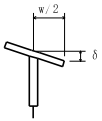	3-2-12-3
							フランジの直角度δ（mm）	w／200				
							部材長ℓ（m）　鋼桁	±3…　ℓ≦10 ±4…　ℓ＞10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		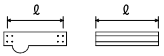	3-2-12-3
							部材長ℓ（m）　トラス、アーチなど	±2…　ℓ≦10 ±3…　ℓ＞10				
							圧縮材の曲がりδ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	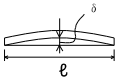	3-2-12-3

※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。
　ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準 鋼桁等	測定基準 トラス・アーチ等	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長 L（m） 支間長 Ln（m）	±(10＋L／10) ±(10＋Ln／10)	各桁毎に全数測定。		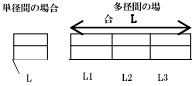	3-2-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B（m）	±4…… B≦2 ±(3＋B／2) ……B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。		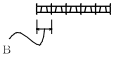	3-2-12-3
							主構の組立高さ h（m）	±5…… h≦5 ±(2.5＋h／2) …… h＞5	—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
							主桁、主構の通り δ（mm）	5＋L／5…… L≦100 25…… L＞100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の１点を測定。 L：測線上（m）		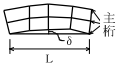	3-2-12-3
							主桁、主構のそり δ（mm）	−5～＋5…… L≦20 −5～＋10…… 20＜L≦40 −5～＋15…… 40＜L≦80 −5～＋25…… 80＜L≦200	各主桁について10～12ｍ間隔を測定。 L：主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）	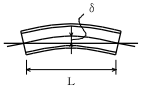	3-2-12-3
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		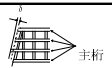	3-2-12-3
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3＋h／1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ（mm）	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（mm）		3-2-12-3
							現場継手部のすき間 δ1，δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		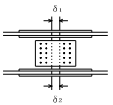	3-2-12-3

※規格値のL，B，h に代入する数値はｍ単位の数値である。
　ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のｈに代入する数値はｍｍ単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 （仮組立検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)…… 2.0＜w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼桁	3-2-12-3
							板の平面度δ（mm） 鋼桁等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）	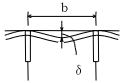	
							板の平面度δ（mm） 箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
							フランジの直角度δ（mm）	w／200			
							部材長ℓ（m） 鋼桁	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	主要部材全数を測定。	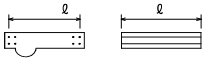	

※規格値のwに代入する数値はｍ単位の数値である。
　ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はｍｍ単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
						堤　長 L	±30			
						堤　長 ℓ	±10			
						堤　幅 W	±30			
						堤　幅 w	±10			
						高　さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H／500			
					次頁に続く					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））			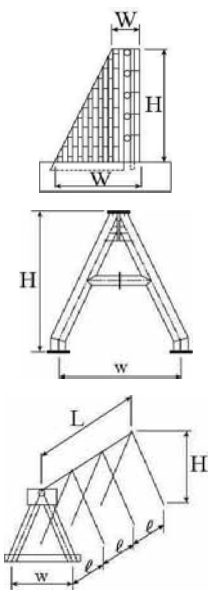	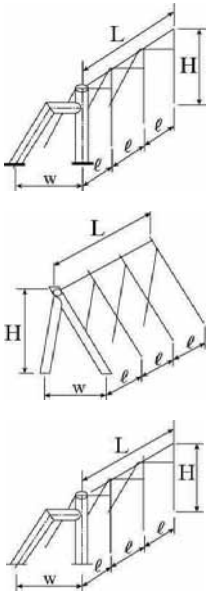	3-2-12-3

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長ｗ（m）	0～＋30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ1（mm）	設計値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。	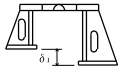	
							フィンガーの食い違い δ2（mm）	±2		（実測値）δ2	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ1（mm）	b／500	軸心上全数測定。	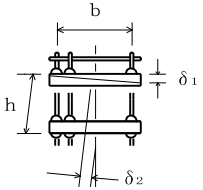	3-2-12-8
							鉛直度 δ2（mm）	h／500			
							高さ h（mm）	±5			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁	3-2-12-9
						部材	フランジの直角度 δ（mm）	w／200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	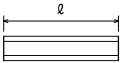	3-2-12-9
						仮組立時	主桁のそり δ	−5～＋5 …L≦20 −5～＋10 …20＜L≦40	各主桁について10～12m間隔を測定。	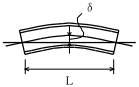	3-2-12-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-10

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚	a．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		3-2-12-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全　長L　（m） 支間長L_n（m）	±(20＋L／5) ±(20＋L_n／5)	各桁毎に全数測定。	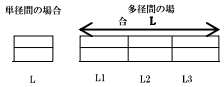	3-2-13
						通　り　δ（mm）	±(10＋2L／5)	L：主桁・主構の支間長(m)	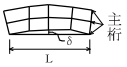	
						そ　り　δ（mm）	±(25＋L／2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)	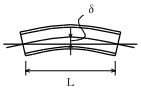	
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4……　B≦2 ±(3＋B／2)…　B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。	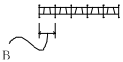	
						※主桁の橋端における出入差δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	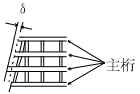	
						※主桁、主構の鉛直度δ（mm）	3＋h／1000	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間δ_1，δ_2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1，δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）	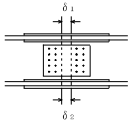	
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL，Bに代入する数値はm単位の数値である。
　ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間		—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり		—	主桁を全数測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長ℓ	ℓ＜5m	−200	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の−4%			
						盛土法長ℓ	ℓ＜5m	−100			
							ℓ≧5m	法長の−2%			
						延長 L		−200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長20mにつき1ヶ所、20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さt	t＜5cm	－10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長L		－200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長20mにつき１ヶ所、20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	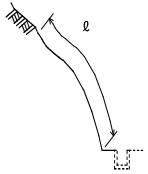	3-2-14-3
							ℓ≧3m	－100		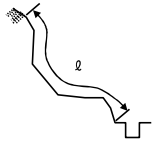	
						厚さ t	t＜5cm	－10	200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。	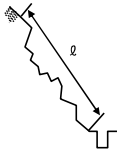	
							t≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50％以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長 L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	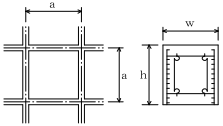	3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	－200			
						幅 w		－30	枠延長100mにつき１ヶ所、枠延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高さ h		－30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延長 L		－200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-14-4
							ℓ≧10m	－200			
						延長 L		－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数	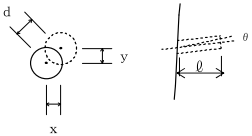 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差 d		100			
						せん孔方向 θ		±2.5度			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		（一般事項） 場所打擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。	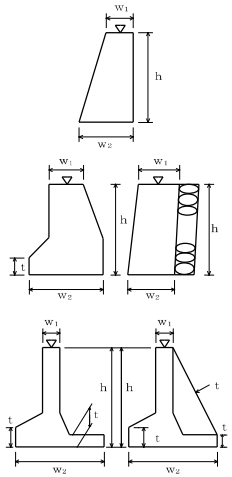	3-2-15-1
						厚さ t		−20			
						裏込厚さ		−50			
						幅 w_1，w_2		−30			
						高さ h	h＜3m	−50			
							h≧3m	−100			
						延長 L		−200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。	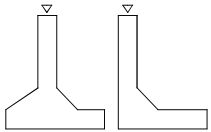	3-2-15-2
						延長 L		−200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。	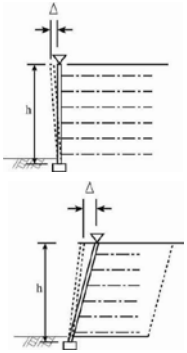	3-2-15-3
						高さ h	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						鉛直度 △		±0.03hかつ±300以内			
						控え長さ（補強材の設計長）		設計値以上			
						延長 L		－200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	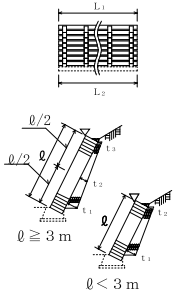	3-2-15-4
						法長 ℓ	ℓ＜３m	－50			
							ℓ≧３m	－100			
						厚さ t_1, t_2, t_3		－50			
						延長 L_1, L_2		－200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高▽	電気船	200ps	−800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	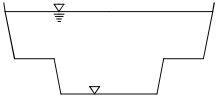	3-2-16-3
								500ps	−1000～＋200			
								1000ps	−1200～＋200			
							ディーゼル船	250ps	−800～＋200			
								420ps 600ps	−1000～＋200			
								1350ps	−1200～＋200			
						幅			−200			
						延長			−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船）	基準高▽			＋200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	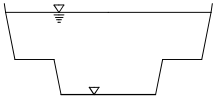	3-2-16-3
						幅			−200			
						延長			−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）		平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。		3-2-16-3
						標高較差	0以下	+400以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高 ▽	±20		基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で、１箇所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に１ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）	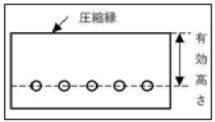	3-2-18-2
						幅 w	0～＋30				
						厚さ t	－10～＋20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上		１径間当たり３断面（両端及び中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋間隔	±20		１径間当たり３ヶ所（両端及び中央）測定。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２ｍの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	−30	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	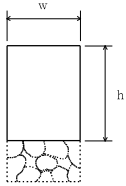	6-1-7-4
						高さ h	−30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎	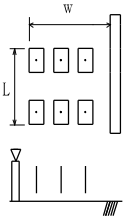	6-1-10-8
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	−200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	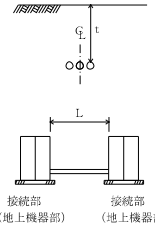	6-1-13-3
						延長 L	−200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	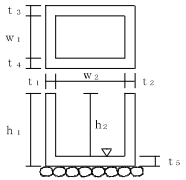	6-1-13-4
						※厚さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w_1, w_2	−30			
						※高さ h_1, h_2	−30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	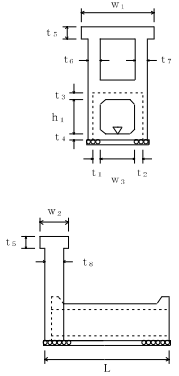	6-3-5-6
						厚さ t_1～t_8	−20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1, w_2	−30			
						内空幅 w_3	−30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	−200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-3-5-6
						延長 L	−200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。	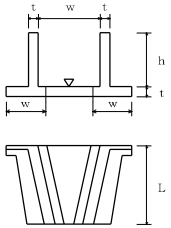	6-3-5-7 6-3-5-8
						厚さ t		−20			
						幅 w		−30			
						高さ h		±30			
						延長 L		−50			
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚さ t		−20			
						幅 w		−30			
						高さ h		±30			
						延長 L		−50			
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚さ t		−20			
						幅 w		−30			
						高さ h		±30			
						延長 L		−50			
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。	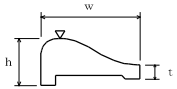	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚さ t		−20			
						幅 w		−30			
						高さ h		±30			
						堰長 L	L＜20m	−50			
							L≧20m	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	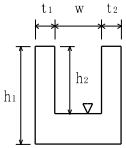	6-5-8-3
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						延長 L	−200			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	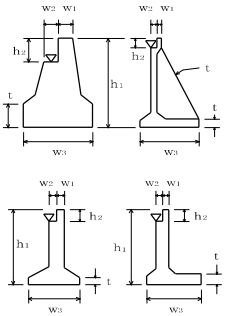	6-5-9-2
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	−10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	−10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	−50			
						高さ h_1	−50			
						胸壁の高さ h_2	−30			
						天端長 ℓ_1	−50			
						敷長 ℓ_2	−50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	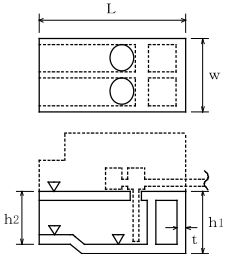	6-6-4-6
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	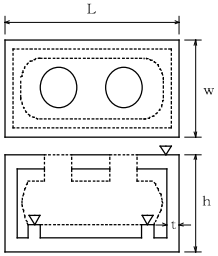	6-6-4-7
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	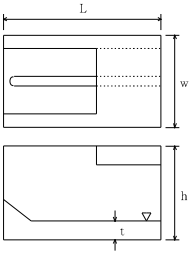	6-6-5-7
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。	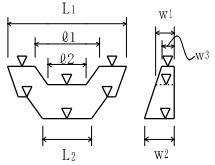	6-7-4-6
						天端幅 w_1, w_3	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						堤長 L_1, L_2	−100			
						水通し幅 ℓ_1, ℓ_2	±50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	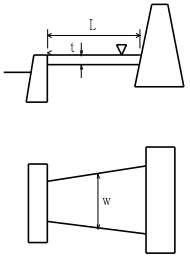	6-7-4-8
						厚さ t	−30			
						幅 w	−100			
						延長 L	−100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	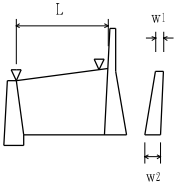	6-7-5-6
						天端幅 w_1	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						長さ L	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	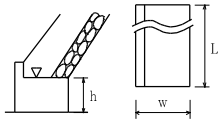	7-1-5-5
						幅 w	−30			
						高さ h	−30			
						延長 L	−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	ブロック個数20個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	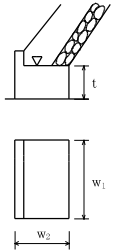	7-1-5-6
						ブロック厚 t	−20			
						ブロック縦幅 w_1	−20			
						ブロック横幅 w_2	−20			
						延長 L	−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	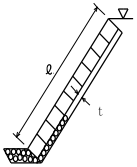	7-1-6-4
						法長ℓ　ℓ<5m	−100			
						法長ℓ　ℓ≧5m	ℓ×（−2%）			
						厚さ t	−50			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	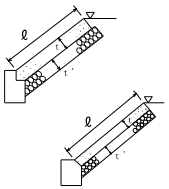	7-1-6-5
						法長ℓ	ℓ＜3m	−50			
							ℓ≧3m	−100			
						厚さ t	t＜100	−20			
							t≧100	−30			
						裏込材厚 t'		−50			
						延長 L		−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	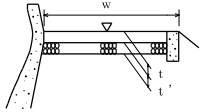	7-1-8-2
						幅 w		−50			
						厚さ t		−10			
						基礎厚 t'		−45			
						延長 L		−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	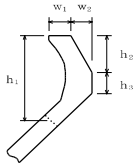	7-1-9-3
						幅 w_1, w_2		−30			
						高さ h＜3m h_1, h_2, h_3		−50			
						高さ h≧3m h_1, h_2, h_3		−100			
						延長 L		−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	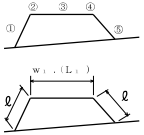	7-2-4-4
							表面均し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ			−100	幅は施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			−100			
						天端延長 L_1			−200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w			−300	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	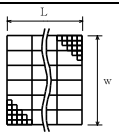	7-2-4-5
						延長 L			−500			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	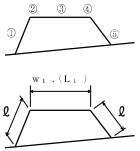	7-2-5-2
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300			
						法長 ℓ			−100	幅は施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			−100			
						天端延長 L_1			−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	(層積) ブロック 規格26ｔ未満	±300	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。	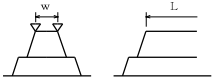	7-2-5-5
							(層積) ブロック 規格26ｔ以上	±500			
							(乱積)	±ブロックの高さの1／2			
						天端幅 w		−ブロックの高さの1／2			
						天端延長 L		−ブロックの高さの1／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石枠工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	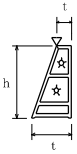	7-2-5-9
						厚さ t		−50			
						高さ h	h＜3m	−50			
							h≧3m	−100			
						延長 L		−200	1施工箇所毎		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高 ▽		±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	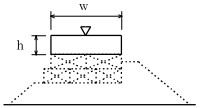	7-2-5-10
						幅 w		−30			
						高さ h		−30			
						延長 L		−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 （ケーソン工製作）	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部１ヶ所	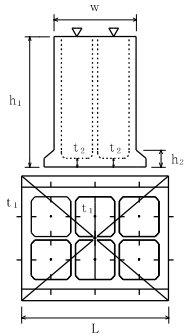	7-2-5-11
							コンクリート	±50			
						壁厚 t_1		±10	底版完成時、各壁１ヶ所		
						幅 w		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h_1		＋30，－10	完成時、四隅		
						長さ L		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t_2		＋30，－10	底版完成時、各室中央部１ヶ所		
						フーチング高さ h_2		＋30，－10	底版完成時、四隅		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 （ケーソン工据付）	法線に対する出入 1、2		ケーソン重量2000ｔ未満 ±100	据付完了後、両端２ヶ所	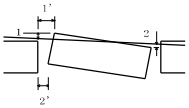	7-2-5-11
								ケーソン重量2000ｔ以上 ±150			
						据付目地間隔 1'、2'		ケーソン重量2000ｔ未満 100以下	据付完了後、天端２ヶ所		
								ケーソン重量2000ｔ以上 200以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	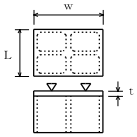	7-2-5-11
							水中	±50			
						厚さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長さ L		±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 （セルラー工製作）	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数	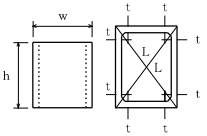	7-2-5-12
						幅 w	＋20，－10			
						高さ h	＋20，－10			
						長さ L	＋20，－10			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 （セルラー工据付）	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック１個に２ヶ所（各段毎）	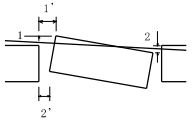	7-2-5-12
						隣接ブロックとの間隔1'、2'	50以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	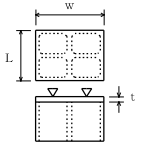	7-2-5-12
						基準高▽ 水中	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	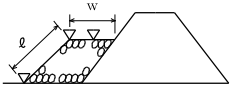	7-2-6-2
						基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ	－100	幅は施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w	－100			
						天端延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	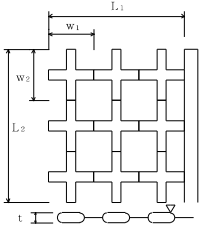	7-2-6-3
							乱積	±t／2			
						厚さ t		−20	幅、厚さは20個につき1ヶ所測定。		
						幅 w1 w2	層積	−20			
							乱積	−t／2			
						延長 L1 L2	層積	−200	1施工箇所毎		
							乱積	−t／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長20mにつき1ヶ所。延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	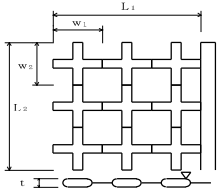	7-2-7-3
							乱積	±t／2			
						厚さ t		−20	幅、厚さは20個につき1ヶ所測定。		
						幅 w1，w2		−20			
						延長 L1，L2		−200			
7 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	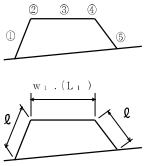	7-3-3-3
							荒均し 異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500			
							荒均し 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
							被覆均し 異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500			
							被覆均し 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
						法長 ℓ		−100	幅は施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w1		−100			
						天端延長 L1		−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材　部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-4
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	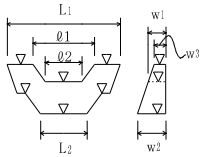	8-1-8-4
						天端部 堤幅 w_1，w_3 w_2	－30			
						水通しの幅 ℓ_1，ℓ_2	±50			
						堤長 L_1，L_2	－100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 ▽	±30	１．図面の寸法表示箇所を測定。 ２．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 ３．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	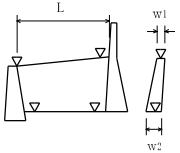	8-1-8-6
						幅 w_1，w_2	－30			
						長さ L	－100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	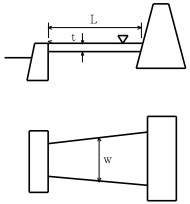	8-1-8-8
						幅	w	−100			
						厚さ	t	−30			
						延長	L	−100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 （不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	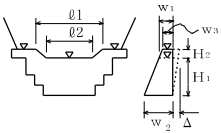	8-1-9-5
							長さ ℓ_1，ℓ_2	±100			
							幅 w_1，w_3	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H_1			
						袖部	袖高 ▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H_2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 （透過型）	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-9-5
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						高さh	±10			

次頁に続く

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 （透過型）			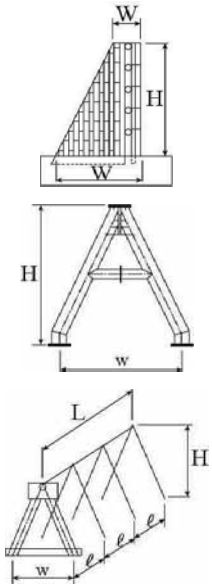	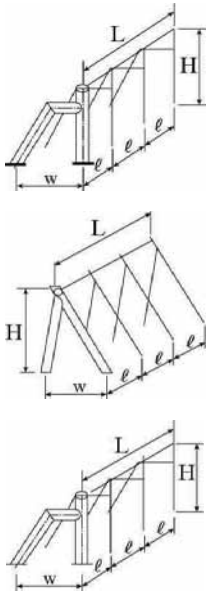	8-1-9-5

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高 ▽	±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	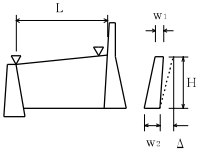	8-1-9-6
						長さ L	±100			
						幅 w_1，w_2	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H			
						高さh h＜3m	−50			
						高さh h≧3m	−100			
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	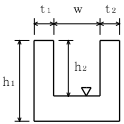	8-2-5-8
						幅 w	−30			
						高さ h_1，h_2	−30			
						厚さ t_1，t_2	−20			
						延長 L	−200			
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	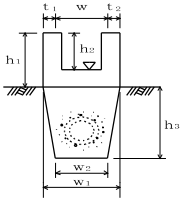	8-3-6-4
						厚さ t_1，t_2	−20			
						幅 w	−30			
						幅 w_1，w_2	−50			
						高さ h_1，h_2	−30			
						深さ h_3	−30			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	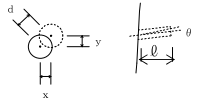 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高 ▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	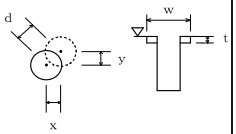 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏心量 d	150			
						長さ L	－100			
						巻立て幅 w	－50			
						巻立て厚さ t	－30			
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高 ▽	±50	全数測定。		8-3-9-6
						偏心量 d	D／4以内かつ 100以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （本体）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3． ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	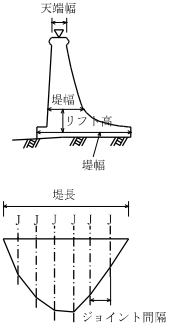	9-1-4
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30，＋50			
						堤長	−100			
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （水叩）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	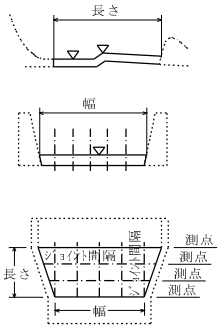	9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	−100，＋60			

単位：m

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （副ダム）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	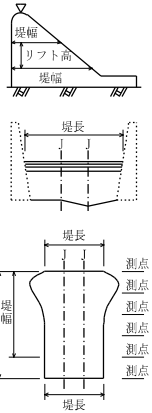 J：ジョイント	9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30，＋50			
						堤長	±40			

単位：m

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （導流壁）	天端高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	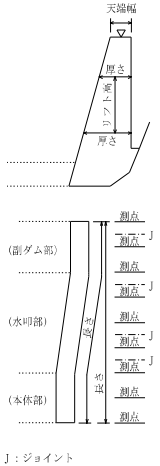	9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高 ▽	設計値以上	各測点について５層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		9-2-4-5
						外側境界線	－0，＋500			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高 ▽	－0	各測点について５層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	－0，＋1000			
						盛立幅	－0，＋1000			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高 ▽	－100	各測点について盛立５ｍ毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	－0，＋2000			

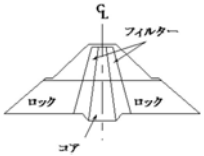

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム（洪水吐）	基準高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．1回／1施工箇所	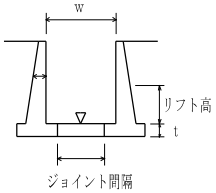	9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
9 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
						配置誤差	100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-1-3-2
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	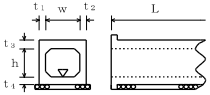	10-1-9-6
						厚さ	t_1～t_4	−20			
						幅（内法）	w	−30			
						高さ	h	±30			
						延長 L	L＜20m	−50			
							L≧20m	−100			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	w	−200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		10-1-11-4
						延長	L	−200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	h	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	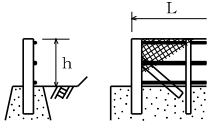	10-1-11-5
						延長	L	−200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	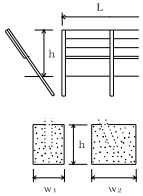	10-1-11-6
						延長 L		−200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定		
						基礎	幅 w_1, w_2	−30	基礎１基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						基礎	高さ h	−30			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h		±30	施工延長20mにつき１ヶ所、施工延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	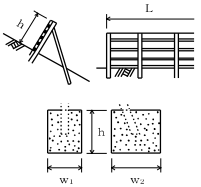	10-1-11-7
						延長 L		−200	1施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1, w_2	−30	基礎１基毎		
						基礎	高さ h	−30			
						ℓ カーテン長	打込み ℓ	−10%	全数		
						ℓ カーテン長	埋込み ℓ	−5%			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w		−30	施工延長20mにつき１ヶ所、施工延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		10-1-12-4
						高さ h		−30			
						延長 L		−200	1施工箇所毎		
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1, w_2	±15	施工延長５スパンにつき１ヶ所	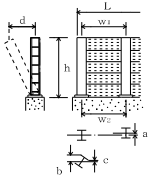	10-1-12-5
						支柱	ず れ a	10			
						支柱	ねじれ b－c	5			
						支柱	倒 れ d	h×0.5%			
						高さ h		＋30, −20			
						延長 L		−200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}） 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長20m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長20m毎に１ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満あるいは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X 10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						厚さ t＜15cm	−30		−10			
						厚さ t≧15cm	−45		−15			
						幅	−100		—			
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	−9		−3	幅は、片側延長20m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-4
						幅	−25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長 L	−200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	１ヶ所／１踏掛版		10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１ヶ所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w_1，w_2	−30	基礎一基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	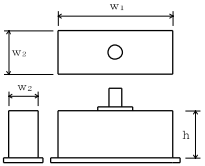	10-2-9-4
						高さ h	−30			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	１ヶ所／１基 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	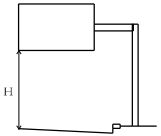	10-2-9-4

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部間毎に１ヶ所	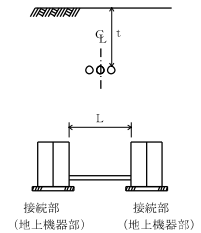	10-2-12-5
						延長 L	－200	接続部間毎で全数		
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 （ハンドホール）	基準高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	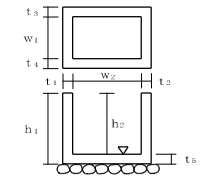	10-2-12-5
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30			
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 （照明柱基礎工）	幅 w	－30	１ヶ所／１施工箇所	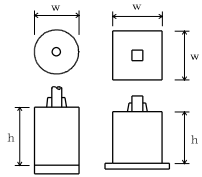	10-2-12-6
						高さ h	－30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）		w／500	各脚柱、ベースプレートを測定。	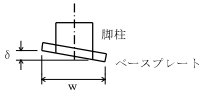	10-3-3-3
						部材	ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3
						部材	ベースプレート	孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長L（m）		±5…　L≦10m ±10… 10＜L≦20m ±(10＋(L－20)／10)… 20m＜L	両端部及び片持ばり部を測定。	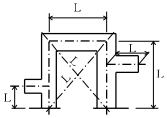	10-3-3-3
						仮組立時	はりのキャンバー及び柱の曲がり δ（mm）		L／1000	各主構の各格点を測定。	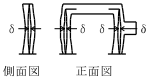	10-3-3-3
						仮組立時	柱の鉛直度 δ（mm）		10…　H≦10 H…　H＞10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ（m）	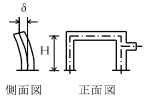	10-3-3-3

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理用要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	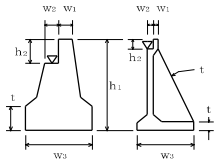 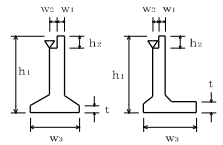 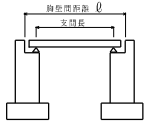 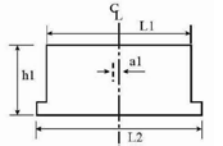 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 	10-3-6-8
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）	−10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）	−10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）	−50			
						高さ h_1	−50			
						胸壁の高さ h_2	−30			
						天端長 ℓ_1	−50			
						敷長 ℓ_2	−50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 計画高	＋10～−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルト箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。 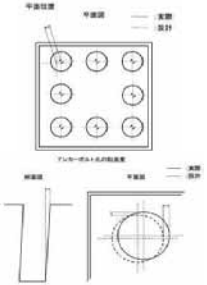		
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 平面位置	±20			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理用要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 （アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	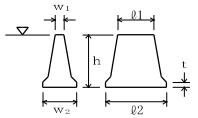 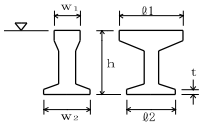 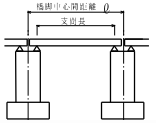	10-3-7-9
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		−20			
						敷幅 w_2（橋軸方向）		−50			
						高さ h		−50			
						天端長 ℓ_1		−50			
						敷長 ℓ_2		−50			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルト箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。 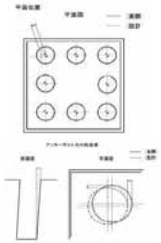	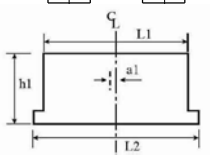 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理用要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 （アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	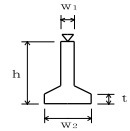 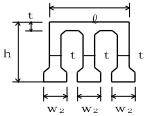 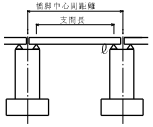 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 	10-3-7-9
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1		−20			
						敷幅 w_2		−20			
						高さ h		−50			
						長さ ℓ		−20			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルト箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。 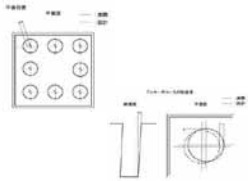		
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （Ｉ型・Ｔ型）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	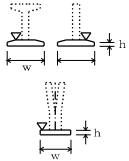	10-3-8-9
						幅 w（橋軸方向）		−50			
						高さ h		−50			
						長さ ℓ		−50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 （門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	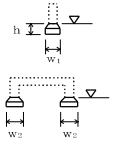	10-3-8-9
						幅 w_1，w_2	−50			
						高さ h	−50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 （Ⅰ型・T型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	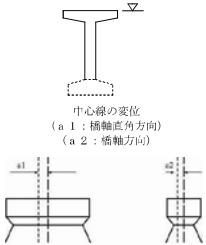	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 （門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	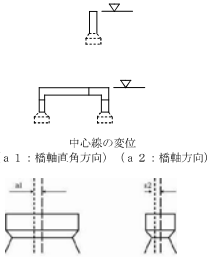	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1，δ2（mm）	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材　部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
						可動支承の移動 可能量　注2)	設計移動量以上			
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）	コンクリート橋：±5 鋼橋：±(4＋0.5×(B－2))			
						水平度　橋軸方向 水平度　橋軸直角方向	1／100			
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5			
						可動支承の 機能確認　注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上			
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
						可動支承の移動 可能量　注2)	設計移動量以上			
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）	コンクリート橋：±5 鋼橋：±(4＋0.5×(B－2))			
						水平度　橋軸方向 水平度　橋軸直角方向	1／300			
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5			
						可動支承の 機能確認　注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	−20以内 かつ −1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅　w_1	−10～＋20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	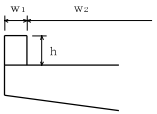	10-4-8-5
						地覆の高さ　h	−10～＋20			
						有効幅員　w_2	0～＋30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅　w_1	−5～＋10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	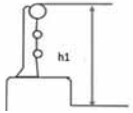 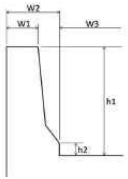	10-4-8-6 10-4-8-7
						地覆の幅　w_2	−10～＋20			
						高さ　h_1	−20～＋30			
						高さ　h_2	−10～＋20			
						有効幅員　w_3	0～＋30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高さ	±4			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：スパン長	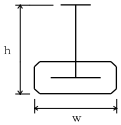	10-5-6-2
						高さ h	10 −5			
						桁長 ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ−5）かつ−30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1／3以上を確保するものとする。	施工延長20m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。	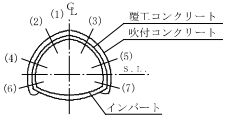	10-6-4-3
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長20m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工20mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は20mに１ヶ所、(2)～(3)は100mに１ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、１トンネル当たり２ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	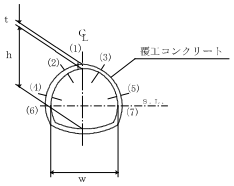	10-6-5-3
						幅　w（全幅）	−50			
						高さh（内法）	−50			
						厚さ　t	設計値以上			
						延　　長　L	—			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅　　w	−50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		10-6-5-5
						厚　　さ　t	−30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	幅　w（全幅）	−50	(1) 幅は、施工20mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	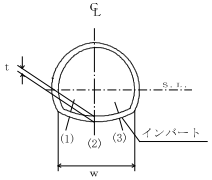	10-6-6-4
						厚さ　t	設計値以上			
						延　　長　L	—			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高　▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。	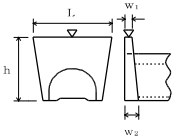	10-6-8-4
						幅　w_1，w_2	−30			
						高さ h　h＜3m	−50			
						高さ h　h≧3m	−100			
						延　　長　L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長20mにつき１ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	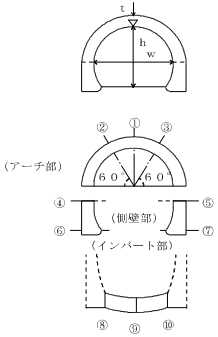	10-6-8-5
						幅　w（全幅）	−50			
						高さｈ（内法）	−50			
						厚　　さ　t	−20			
						延　　長　L	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	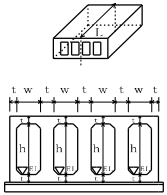	10-11-6-2
						厚さ t	−20			
						内空幅 w	−30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	−50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	−20	図面の寸法表示箇所で測定。	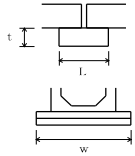	10-11-6-4
						幅 w	−20			
						長さ L	−20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 （防水）	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。	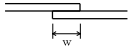	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 （防水保護工）	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 （防水壁）	高さ h	－20	図面の寸法表示箇所で測定。	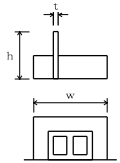	10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚さ t	－20			
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	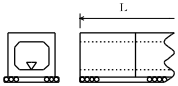	10-11-7-2
						延長 L	－200	延長：１施工箇所毎		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	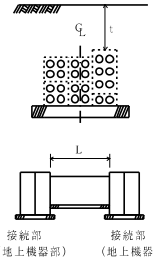	10-12-5-2
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。	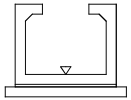	10-12-5-3
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	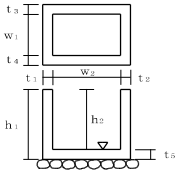	10-12-6-2
						※厚さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w_1，w_2	−30			
						※高さ h_1，h_2	−30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（X）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t（切削）	-7	−2	厚さは20m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、延長20m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	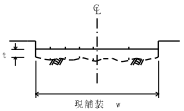 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さ t（オーバーレイ）	-9				
						幅 w	−25				
						延長 L	−100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合） 厚さｔまたは標高較差（切削）のみ	厚さ t（標高較差）（切削）	-17 (17) （面管理として緩和）	−2 (2)	１．「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積あたり）以上とする。 ３．厚さtまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 ４．厚さ（オーバーレイ）は20m毎に切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は道路中心線、車道端及びその中心とする。 ５．幅は、延長80m未満毎に1箇所との割とし、延長80m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。	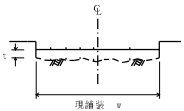 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さ t（オーバーレイ）	-9				
						幅 w	−25				
						延長 L	−100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工 厚さ t	−30		幅は延長20m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の３点を掘り起こして測定。	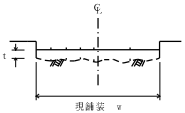	10-14-4-7
						路盤工 幅 w	−50				
						路盤工 延長 L	−100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準 鋼桁等	測定基準 トラス・アーチ等	測定箇所	摘要
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	ﾌﾗﾝｼﾞ幅 w（m） 腹板高 h（m） 腹板間隔 b′（m）	±2… w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	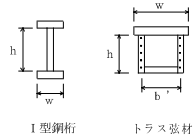	10-16-3-4
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ（mm）	w／200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。	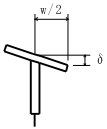	10-16-3-4
						圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	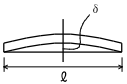	10-16-3-4

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	4 基礎工	1 土基礎及び砂基礎		管体基礎工 (砂基礎等)	幅(B)	-65	-100	施工延長おおむね 50m につき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所を測定する。	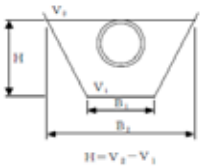	基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 高さ(H)の管理は V2V1 で算出するものとする。
						高さ(H)	±20	±30			
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			管水路 （遠心力鉄筋コンクリート管） RC管	基準高(V)	±20 ただし 被圧地下水のある場合±30	±30 ±50	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	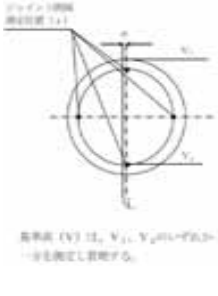	Vの測定は管底(V_1)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ1,350 mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V_2)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
						中心線のズレ(e)	±65	±100			
						ジョイント間隔(z)	別表イ 参照	別表イ 参照			
						施工延長		-0.1% ただし延長 200m未満-200			

管理基準値 ・・・・・ 管理基準値は、「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理の「目標値」として例示したものである。
規　格　値 ・・・・・ 規格値は、設計値と出来形測定値との差の限界値であり、測定は全て規格値の範囲内になければならない。

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			管水路 (ダクタイル鋳鉄管) K形 T形 U形 (強化プラスチック複合管) B形、T形 C形	基準高(V)	±20 ただし 被圧地下水のある場合±30	±30 ±50	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ1,350 ㎜以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V2)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
						中心線のズレ(e)	±65	±100			
						ジョイント間隔(z)	別表ウ及び別表エ参照	別表ウ及び別表エ 参照			
						施工延長		-0.1%、 ただし延長 200m未満 -200			
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管)	基準高(V)	±30	±50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	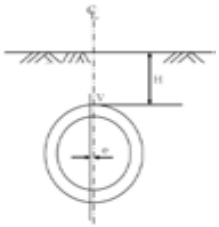	
						埋設深(H)	+65 -35	-50			
						中心線のズレ(e)	±80	±120			
						施工延長		-0.1%、 ただし延長 200m未満 -200			
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管　　種　JIS G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管－第1部:直管) WSP A-101-2009(農業用プラスチック被覆鋼管) 寸　　法　80A～3500A 塗覆装方法　管 外 面　長寿命形プラスチック被覆とする。 管 内 面　エポキシ樹脂塗装とする。 なお、塗覆装方法の詳細は、別表力のとおりとする。 接 合 法　突き合わせ溶接継手とする。 工　　法　通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲　導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。					通常の開削による布設工法とは、矢板土留・建込簡易土留を含むものとする。

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			管布設	基準高(V)	±20 ただし、 被圧地下水のある場合±30	±30 ±50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	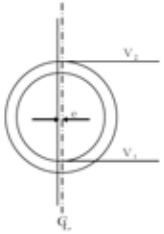	Vの測定は管底（V1 ）を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ1,350 ㎜ 以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂（V2 ）でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
						中心線のズレ(e)	±30	±45			
						施工延長		-0.1%、 ただし延長 200m未満 -200			
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			V型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0～3		溶接箇所 10 箇所につき1箇所の割合で測定する。	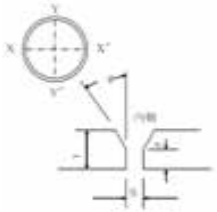	左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
						ベベル角度(θ)	30～35 °		現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。		
						ルートフェイス(a)	≦2.4				

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			V型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0～3		テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。	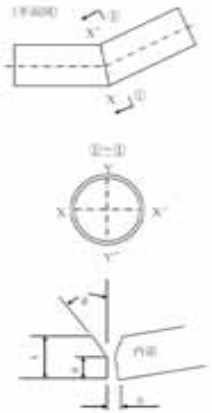	左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
						ベベル角度(θ)	Y、Y’ :30～35 ° X’ :35～15 ° X :30～50 °				
						ルートフェイス(a)	≦2.4				
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			V型開先 (片面溶接)	ルートギャップ(s)	1～4		溶接箇所 10 箇所につき1箇所の割合で測定する。	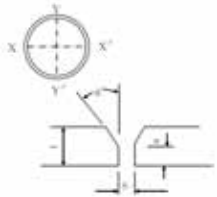	左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
						ベベル角度(θ)	30～35 °		現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。		
						ルートフェイス(a)	≦2.4				

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			V型開先 (片面裏当溶接)	ルートギャップ(s)	4 以上		溶接箇所 10 箇所につき1箇所の割合で測定する。	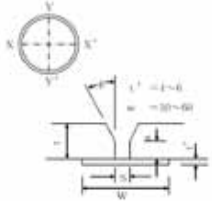	左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
						ベベル角度(θ)	22.5～27.5 °		現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。		
						ルートフェイス(a)	≦2.4				
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			X型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0～3		溶接箇所 10 箇所につき1箇所の割合で測定する。	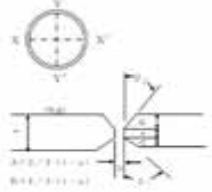	左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
						ベベル角度 (θ1) (θ2)	30～35 ° 40～45°		現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。		
						ルートフェイス(a)	2 以下				

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値 (参考)	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			X型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0～3		テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。	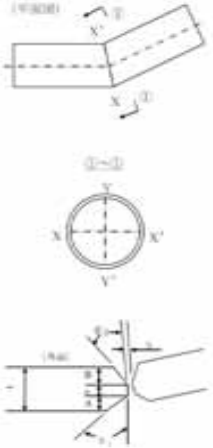	左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
						ベベル角度 (θ1) (θ1) (θ1) (θ2) (θ2) (θ2)	 Y、Y':30～35 ° X' :35～15 ° X :30～50 ° Y、Y':40～45 ° X' :40～60 ° X :45～25 °				
						ルートフェイス(a)	2 以下				

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			周継手溶接	目違い(e) 両面溶接 片面溶接	t: 板厚(S63) t≦6 e≦1.5 6<t≦20 e≦0.25t 20<t≦38 e≦5.0 t≦6 e≦1.5 6<t≦16 e≦0.25t 16<t≦38 e≦4.0		溶接箇所 10 箇所につき1箇所の割合で測定する。	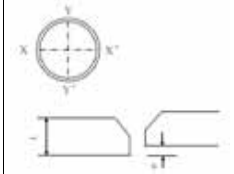	
						余盛高(h)	t:板厚 t≦12.7 h≦3.2 t＞12.7 h≦4.8		溶接箇所 10 箇所につき1箇所の割合で測定する。	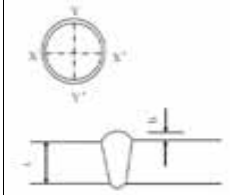	
						アンダカット(h)	h≧0.5 は不合格。 0.3＜h≦0.5 は、1個の長さ 30 ㎜(内側にあっては 50 ㎜)を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの 15%を越えるものは不合格。 h≦0.3 は合格。		1箇所毎に全円周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。	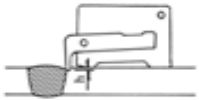	
						ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があってはならない。		1箇所毎に全円周を目視により点検する。		
						その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバラップ、ピット、ジグ跡などの欠陥があってはならない。				

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			周継手溶接テーパ付き直管	目違い(e) 両面溶接	t:板厚 t≦6　e≦1.5 6<t≦20　e≦0.25t 20<t≦38　e≦5.0		テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。	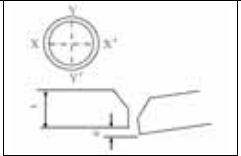	
						余盛高(h)	t:板厚 t≦12.7　h≦3.2 t＞12.7　h≦4.8 ただし h=(h1+h2)/2			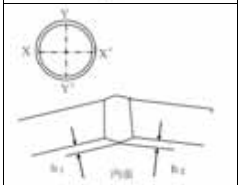	
					すみ肉溶接	脚長(T)	指定脚長を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5％以下で-1.0 ㎜までは認める。		溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。	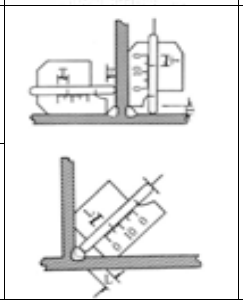	
						のど厚(L)	指定のど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5％以下で-0.5 ㎜までは認める。				

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			すみ肉溶接	アンダカット(h)	0.5＜h＜1.0 の時アンダカットの長さが板厚よりも大きいものがあってはならない。 h≧1.0 のアンダカットはあってはならない。		溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。	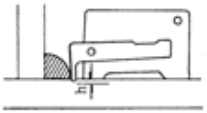	
						ピット	ピットの直径が1㎜以下では溶接長さ1mにつき3個までを許容する。 しかし直径が1㎜を超えるものがあってはならない。				
						ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があってはならない。		溶接線全長にわたって目視により点検する。		
						その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバラップ、ジグ跡などの欠陥があってはならない。				
					放射線透過試験	別表オ参照	別表オの判定基準参照		周継手溶接の場合、全溶接線長の5%を撮影するものとする。 すみ肉溶接の場合は特記仕様書による。		全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。
					素地調整	外観	水分、錆、油等があってはならない。		現場塗装全面を点検する。		

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			エポキシ樹脂塗装	外観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあってはならない。		現場塗装全面を点検する。		JIS G 3443-4 に準じる。
						膜厚	最低膜厚は別表カ又は特記仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。		現場塗装箇所 10 箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき 12 点測定する。(天地左右、縦断方向に各3点)	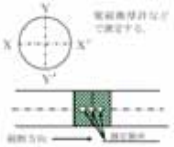	
						ピンホール	火花の発生するような欠陥があってはならない。		現場塗装全面を点検する。	ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。 標準試験電圧 塗膜の厚さ(mm) / 試験電圧(DC V) 0.5 以上 / 2,000～2,500	
						付着性	付着不良の欠陥があってはならない。			柄のついた鋼製両刃のへら(全長約 200 mm程度)を用いてはつり、付着の良否を点検する。	

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			ジョイントコート	焼損	あってはならない。		ジョイントコート全数を点検する。	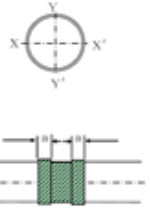	
						両端のめくれ	有害な欠陥となる大きなめくれがあってはならない。				
						ふくれ	ジョイントコートの両端から 50mm 以内にふくれがあってはならない。				
						工場被覆部との重ね代 (a)	片側 50 mm 以上				
						ピンホール	火花の発生するような欠陥があってはならない。		ジョイントコート全数全面を点検する	ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は 10,000～12,000V を標準とする。	
						膜厚	別表カのとおり 1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後の厚さとする。		ジョイントコート施工箇所 10 箇所につき 1 箇所測定するものとし、 1 箇所につき 4 点測定する。	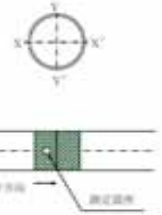	

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		管理基準値(参考)		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			管水路(埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種						管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。 ① 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。 ② その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする。 ③ ②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする(管天測点となる)。 ④ ①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。 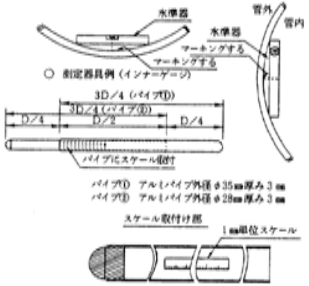	
					ダクタイル鋳鉄管	JIS G5526(ダクタイル鋳鉄管) JDPA G1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管)							
					鋼管	JIS G3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) WSP A-101(農業用プラスチック被覆鋼管)							
					強化プラスチック管	JIS A5350(強化プラスチック複合管) FRPM K111-2016 (強化プラスチック複合管内圧管ﾌｨﾗﾒﾝﾄﾜｲﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ成形法)							
					たわみ率	締固め程度	なし	±3%	±5%	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻時及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。	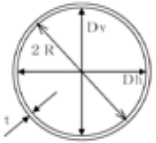 たわみ率の計算 △X／2R×100(%) △X=〔2R−(Dh+t)〕又は 〔2R−(Dv+t)〕 2R:管厚中心直径 t:管厚	管径 900mm 以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。 締固め程度は次のとおりである。 締固め の程度 / 仕上り程度 締固め なし / 締まった状態を指しいわゆる膨軟状態ではない。 締固め Ⅰ / 締固め度の85%以上 締固め Ⅱ / 締固め度の90%以上
							Ⅰ	±3%	±5%				
							Ⅰ 礫質土	±4%	±5%				
							Ⅱ	±4%	±5%				

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			シールド工事（一次覆工）コンクリートセグメント 鋼製セグメント	基準高(V)	±30	±50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	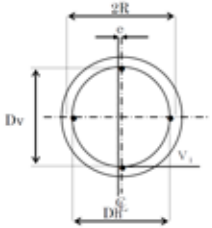 基準高(V)は、V1を測定し管理する。 たわみ率の計算 ΔX／2R×100(%) ΔX＝〔2R-(Dh+t)〕又は 〔2R-(Dv+t)〕 2R:管厚中心直径 t:管厚	Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は完了時とする。
						中心線のズレ(e)	直線部 ± 65 曲線部 ±100	直線部 ±100 曲線部 ±150			
						施工延長		-0.1%、 ただし延長 150m未満 -150			
						たわみ率	±3%	±5%			
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工			シールド工事（二次覆工）既製管覆工 推進工事	基準高(V)	既製管挿入工 ±20 推進工事 ±30	±30 ±50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50m につき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10m に1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	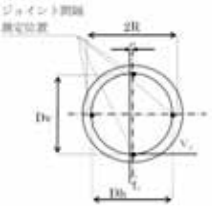 基準高(V)は、V1を測定し管理する。 たわみ率の計算 ΔX／2R×100(%) ΔX＝〔2R-(Dh+t)〕又は 〔2R-(Dv+t)〕 2R:管厚中心直径 t:管厚	Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は完了時とする。
						中心線のズレ(e)	±65	±100			
						ジョイント間隔(Z)	別表イ、ウ及び別表エ参照	別表イ、ウ及び別表エ参照			
						施工延長		-0.1%、 ただし延長 200m未満 -200			
						たわみ率	±3%	±5%	施工延長おおむね 50m につき1箇所を測定する。 上記未満は2箇所測定する。 測定時期は、管据付時、注入完了時とする。		

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工										

別表イ　管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）のジョイント間隔管理基準値、規格値

（単位：mm）

呼び径（mm）	JIS A 5372 RC管（B形管） 管理基準値		規格値 1パイプライン工 良質地盤		規格値 1パイプライン工 軟弱地盤		JIS A 5372 RC管（NB形管） 管理基準値		規格値	
150	+13	0	+20	0	+11	0	+15	0	+23	0
200	+13	0	+20	0	+11	0	+15	0	+23	0
250	+13	0	+20	0	+11	0	+15	0	+23	0
300	+12	0	+18	0	+10	0	+15	0	+23	0
350	+12	0	+18	0	+10	0	+15	0	+23	0
400	+14	0	+21	0	+11	0	+19	0	+29	0
450	+14	0	+21	0	+11	0	+19	0	+29	0
500	+14	0	+21	0	+11	0	+19	0	+29	0
600	+15	0	+23	0	+13	0	+19	0	+29	0
700	+14	0	+21	0	+12	0	+19	0	+29	0
800	+16	0	+24	0	+13	0	+19	0	+29	0
900	+17	0	+26	0	+15	0	+19	0	+29	0
1,000	+21	0	+32	0	+18	0	-		-	
1,100	+22	0	+33	0	+19	0	-		-	
1,200	+23	0	+35	0	+21	0	-		-	
1,350	+24	0	+37	0	+22	0	-		-	

注）1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。
2. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 ㎜以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 ㎜以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
4. 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値及び管理基準値は下図に示す位置を測定するものとする。
5. 管の外面から測定する場合の測定位置は、以下に示す a' b' c' d' とする。

測定箇所

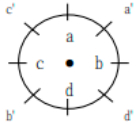

<参考>　ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1)内面から計測する場合

B 形及び NB 形　　NC 形

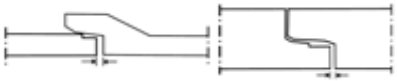

(2)外面から計測する場合

1)標線による計測

ジョイント間隔＝受け口長 l2－（標線長 h－側線長 x1）

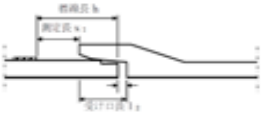

2)標線によらない計測（参考）

ジョイント間隔＝受け口長 l2－（管有効長 L－測定長 x2）

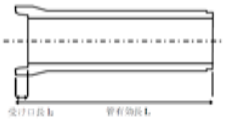

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工										

（単位：mm）

JIS A 5372 RC管（NC形管）					
呼び径（mm）	標準値	管理基準値		規格値	
1,500	5	+24	+5	+33	+5
1,650	5	+24	+5	+33	+5
1,800	5	+24	+5	+33	+5
2,000	5	+24	+5	+33	+5
2,200	5	+24	+5	+33	+5
2,400	5	+27	+5	+38	+5
2,600	5	+27	+5	+38	+5
2,800	5	+27	+5	+38	+5
3,000	5	+27	+5	+38	+5

注）1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。
2. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 ㎜以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 ㎜以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
4. 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値及び管理基準値は下図に示す位置を測定するものとする。
5. 管の外面から測定する場合の測定位置は、以下に示す a' b' c' d' とする。

測定箇所

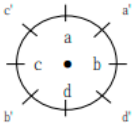

<参考> ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1)内面から計測する場合

B 形及び NB 形　　NC 形

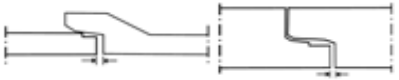

(2)外面から計測する場合

1)標線による計測

ジョイント間隔＝受け口長 l2－（標線長 h－側線長 x1）

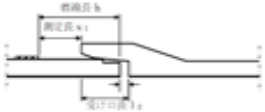

2)標線によらない計測（参考）

ジョイント間隔＝受け口長 l2－（管有効長 L－測定長 x2）

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工										

別表ウ 管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔管理基準値、規格値

（単位：mm）

規格	JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1027 1パイプライン工 K形				JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1027・1029 1パイプライン工 T形（直管）			
呼び径 (mm)	管理基準値		規格値		管理基準値		規格値	
75	+14	0	+19	0	+11	0	+16	0
100	+14	0	+19	0	+11	0	+16	0
150	+14	0	+19	0	+11	0	+16	0
200	+14	0	+19	0	+10	0	+14	0
250	+14	0	+19	0	+10	0	+14	0
300	+14	0	+19	0	+16	0	+24	0
350	+22	0	+31	0	+16	0	+24	0
400	+22	0	+31	0	+16	0	+24	0
450	+22	0	+31	0	+16	0	+24	0
500	+22	0	+31	0	+20	0	+30	0
600	+22	0	+31	0	+20	0	+30	0
700	+22	0	+31	0	+20	0	+30	0
800	+22	0	+31	0	+20	0	+30	0
900	+22	0	+31	0	+25	0	+40	0
1,000	+25	0	+36	0	+25	0	+40	0
1,100	+25	0	+36	0	+25	0	+40	0
1,200	+25	0	+36	0	+25	0	+50	0
1,350	+25	0	+36	0	+25	0	+50	0
1,500	+25	0	+36	0	+25	0	+60	0
1,600	+25	0	+40	0	+25	0	+70	0
1,650	+25	0	+45	0	+25	0	+70	0
1,800	+25	0	+45	0	+25	0	+80	0
2,000	+25	0	+50	0	+25	0	+90	0
2,100	+25	0	+55	0	-	-	-	-
2,200	+25	0	+55	0	-	-	-	-
2,400	+25	0	+60	0	-	-	-	-
2,600	+25	0	+70	0	-	-	-	-

注）1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。
2. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 ㎜以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 ㎜以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
4. 管の外面から測定する場合の測定位置は以下に示す a'b'c'd'とする。

5. ダクタイル鋳鉄管のうち、K 形管・T 形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図のy寸法である。yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。
6. JDPA G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
・T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K 形：300～2,600
JDPA G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
・T形：250～700、U形：800～2,600
JDPA G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形に準じる。
7. JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）のK形、U形に準じる。
8.. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は標準値に対する値を示している。

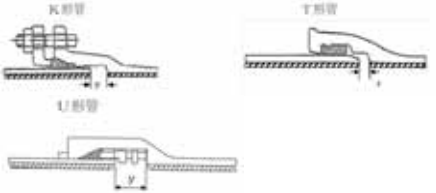

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工										

（単位：mm）

規格	JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1027				JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1029				
	1 パイプライン工　T形（異形管）				1 パイプライン工　U形				
呼び径 (mm)	管理基準値		規格値		標準値	管理基準値		規格値	
75	+11	0	+16	0	-	-		-	
100	+11	0	+17	0	-	-		-	
150	+11	0	+18	0	-	-		-	
200	+10	0	+16	0	-	-		-	
250	+10	0	+14	0	-	-		-	
300	-	-	-	-	-	-		-	
350	-	-	-	-	-	-		-	
400	-	-	-	-	-	-		-	
450	-	-	-	-	-	-		-	
500	-	-	-	-	-	-		-	
600	-	-	-	-	-	-		-	
700	-	-	-	-	105	+23	-5	+32	-5
800	-	-	-	-	105	+23	-5	+32	-5
900	-	-	-	-	105	+23	-5	+32	-5
1,000	-	-	-	-	105	+23	-5	+33	-5
1,100	-	-	-	-	105	+23	-5	+33	-5
1,200	-	-	-	-	105	+23	-5	+33	-5
1,350	-	-	-	-	105	+23	-5	+35	-5
1,500	-	-	-	-	105	+23	-5	+35	-5
1,600	-	-	-	-	115	+24	-5	+33	-5
1,650	-	-	-	-	115	+24	-5	+33	-5
1,800	-	-	-	-	115	+24	-5	+33	-5
2,000	-	-	-	-	115	+24	-5	+36	-5
2,100	-	-	-	-	115	+24	-5	+36	-5
2,200	-	-	-	-	115	+24	-5	+36	-5
2,400	-	-	-	-	115	+24	-5	+36	-5
2,600	-	-	-	-	130	+24	-5	+36	-5

注）1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。

2. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 ㎜以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 ㎜以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。

4. 管の外面から測定する場合の測定位置は以下に示す a’b’c’d’とする。

5. ダクタイル鋳鉄管のうち、K 形管・T 形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図のy寸法である。yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。

6. JDPA G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
・T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K 形：300～2,600
JDPA G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
・T形：250～700、U形：800～2,600
JDPA G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形に準じる。

7. JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）のK形、U形に準じる。

8.. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は標準値に対する値を示している。

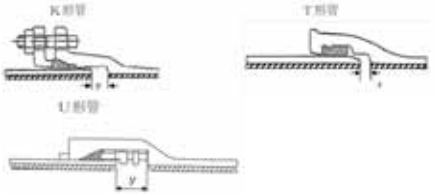

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工					別表工 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値、規格値					

（単位：mm）

規格	JIS A 5350						
	B形、C形及びT形						
呼び径	標準値	管理基準値		規格値			
(mm)				良質地盤		軟弱地盤	
200	0	+10	0	+33	0	+22	0
250	0	+10	0	+33	0	+22	0
300	0	+10	0	+38	0	+25	0
350	0	+10	0	+38	0	+25	0
400	0	+10	0	+43	0	+28	0
450	0	+10	0	+43	0	+28	0
500	0	+15	0	+53	0	+35	0
600	0	+15	0	+53	0	+35	0
700	0	+15	0	+53	0	+35	0
800	0	+15	0	+53	0	+35	0
900	0	+15	0	+53	0	+35	0
1,000	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,100	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,200	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,350	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,500	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,650	0	+25	0	+80	0	+53	0
1,800	0	+25	0	+80	0	+53	0
2,000	0	+25	0	+95	0	+63	0
2,200	0	+25	0	+95	0	+63	0
2,400	0	+25	0	+113	0	+75	0
2,600	0	+25	0	+113	0	+75	0
2,800	0	+25	0	+128	0	+85	0
3,000	0	+25	0	+128	0	+85	0

注）1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。
2. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700 ㎜以下の場合は、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 ㎜以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
4. 管の外面から測定する場合の測定位置は、以下に示すa' b' c' d'とする。

5. 継手部の標準断面は以下のとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対し抜け出し側を(＋)とする。
6. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。

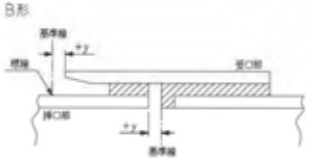

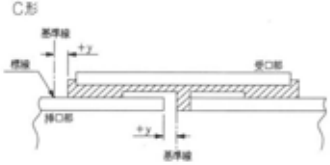

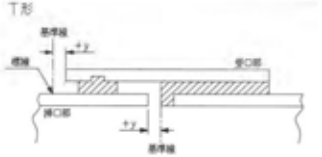

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工					別表オ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準					

（JIS Z 3050 A基準 準拠）

項目	判定基準
1.ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ 20 ㎜以下、連続した溶接長 300 ㎜当たり合計長さ 25 ㎜以下を合格とする。
2.目違いによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ 40 ㎜以下、連続した溶接長 300 ㎜当たり合計長 70 ㎜以下を合格とする。
3.内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には5の溶落ちと同様に取り扱う。
4.融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ 20 ㎜以下、連続した溶接長 300 ㎜当たり合計長さ 25 ㎜以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ 20 ㎜以下、連続した溶接長 300 ㎜当たり合計長さ 30 ㎜以下を合格とする。
5.溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6㎜又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長 300 ㎜当たり最大寸法の合計長さ 12 ㎜以下を合格とする。
6.細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ 20 ㎜以下、幅 1.5 ㎜以下、連続した溶接長 300 ㎜当たり合計長さ 30 ㎜以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1㎜を超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
7.孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6㎜以下、幅3㎜以下、連続した溶接長 300 ㎜当たり合計長さ 12 ㎜以下を合格とする。
8.タングステン巻込み	タングステン巻込みは、JIS Z 3104 付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
9.ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、JIS Z3104 付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
10.虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、JIS Z 3104 付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
11.中空ビート	中空ビードは、1個の長さ 10 ㎜以下、連続した溶接長 300 ㎜当たり合計長さ 50 ㎜以下で、長さ6㎜を超えるものは、50 ㎜以上離れていなければならない。
12.割れ	割れは、すべて不合格とする。
13.きずの集積	1 から 11 までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8％以下で、かつ、連続した溶接長 300 ㎜当たり 50 ㎜以下を合格とする。ただし 2 に掲げるきずを除く。
14.アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは 50 ㎜、合計長さは管の円周長さの 15%を超えてはならない。
15.きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさで合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工					別表カ 塗覆装の方式及びその厚さ					

種別	塗覆装方式	最小厚さ(mm)
直管 テーパ付き直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第 4 部:内面エポキシ樹脂塗装（JIS G 3443-4）」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 ㎜以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管（WSP A－101－2009）」による)
	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第 3 部:長寿命形外面プラスチック被覆（JIS G 3443-3）」	2.0 ㎜以上
現場溶接部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第 4 部:内面エポキシ樹脂塗装（JIS G 3443-4）」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 ㎜以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管（WSP A－101－2009）」による)
	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（WSP 012－2010）」	プラスチック系の場合 基 材:1.5 ㎜以上 粘着材:1.0 ㎜以上

備考1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。
なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。
ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚 0.5mm 以上とする。
2. 継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP 012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mm とする。

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	2 ため池	2 堤体工			堤体工	基準高(V)	±65	±100	線的なものについては施工延長おおむね 20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	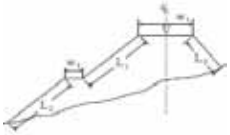	刃金土の幅は盛土高 1m毎に管理する。 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 出来形図は横断図面を利用して作成する。
						堤幅(W)	天端幅 小段幅等 -65 （刃金土 +300,-0）	-100			
						法長(L)	-65	-100			
						施工延長		-200			
13 農地編	2 ため池	4 洪水吐工			洪水吐工	基準高(V)	±20	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては、施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示を測定する。	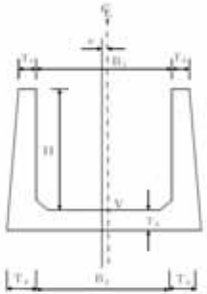	スパン長の標準を9mとした場合。
						幅(B)	±20	±30			
						厚さ(T)	±13	±20			
						高さ(H)	±20	±30			
						中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100			
						スパン長(L)	直線部 ±13 曲線部 ±20	直線部 ±20 曲線部 ±30			
						施工延長（又は長さ）		-150			

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	2 ため池	5 取水施設工			樋管工 同上付帯構造物（土砂吐ゲート等）	基準高(V)	±20	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては、施工延長 10m につき1箇所の割合で測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図寸法表示箇所を測定する。	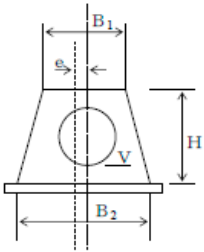	基準高(V)は管底を原則とする。 プレキャストコンクリート製品使用の場合である。 斜樋等付帯構造物はコンクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。
						幅(B)	+20 -13	-20			
						厚さ(T)	+20 -13	-20			
						高さ(H)	±13	-20			
						中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部±50 曲線部±100			
						施工延長		-150			
13 農地編	3 農用地造成	2 農用地造成	5 基盤造成		テラス (階段畑)	幅(B1)	指定したとき +300 -100	-150	テラス延長おおむね 100m 当たり 1 箇所測定する。	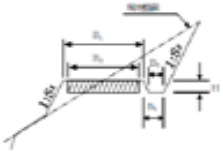	
						耕起幅(B2)	指定したとき ±100	-150			
						側溝幅(B3)	+100 -50	-75			
						側溝高さ(H)	指定したとき +100 -50	-75			
						法勾配(S)	指定したとき +2 分 -1 分				
13 農地編	3 農用地造成	2 農用地造成	5 基盤造成		改良山成	基準高(V)	指定したとき ±200	±300	基準高については切土部を 40mメッシュ地点で測定する。 法勾配については 40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定する。 （測定間隔はおおむね 40m）		切土部のみ対象とする。
						法勾配(S)	指定したとき ±1 分				

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	3 農用地造成	2 農用地造成	7 耕土		耕起深耕	耕起深(T)	果樹 -50 野菜 -10	果樹 -75 野菜 -15	おおむね ha 当たり 10 箇所測定するほか、つぼ掘り 2 箇所/ha。		
13 農地編	3 農用地造成	2 農用地造成	9 土壌改良資材の散布		土壌改良	pH 測定	指定したとき ±0.35	±0.5	おおむね 50a 当たり1箇所(深さ 15 ㎝)改良材散布後2週間以上経過して測定する。(試験方法…ガラス電極法)	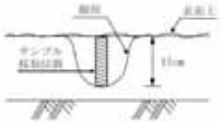	地表から 15 ㎝の土壌を柱状に採取し、良く混合する。
13 農地編	3 農用地造成				道路工（耕作道）	幅(B)	+150 -100	-150	施工延長おおむね 100m 当たり 1 箇所測定する。	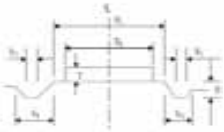	
						厚さ(T)	±30	-45			
						側溝幅(b)	+100 -50	-75			
						側溝高さ(H)	+100 -50	-75			
13 農地編	4 ほ場整備工	3 整地工	1 表土はぎ取り		表土扱い	厚さ(T)	+20% -15%	-20%	10a 当たり 3 点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)	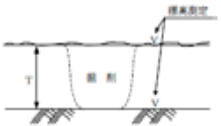	
13 農地編	4 ほ場整備工	3 整地工	5 基盤整地		基盤造成 表土整地	基準高(V)	指定したとき ±100	±150	10a 当たり 3 点以上。 (標高測定する)	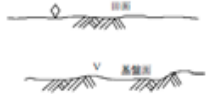	1 基準高は、基盤面の高さとする。 2 均平度は、基盤整地後と表土埋戻後に測定する。
						均平度(◇)	±35	±50			

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	4 ほ場整備工	3 整地工	4 畦畔の築立		畦畔復旧	幅(B)	+100 -35	-50	施行延長おおむね 200m につき 1 箇所の割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1 耕区につき 1 箇所の割合で測定する。	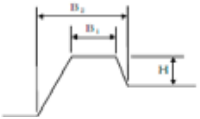	
						高さ(H)	+100 -35	-50			
13 農地編	4 ほ場整備工	4 道路工	1 耕作道路		道路工 (砂利道)	幅(B)	+150 -100	-150	幹線道路は、施工延長 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 支線道路は、施工延長おおむね 200m につき 1 箇所の割合で測定する。	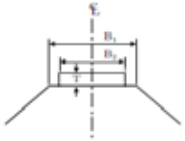	
						厚さ(T)	±30	-45			
						施工延長		-0.2%、 ただし延長 200m未満 -400			
13 農地編	5 水路工	2 開水路	1 現場打ちコンクリート水路		現場打開水路	基準高(V)	±20	±30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	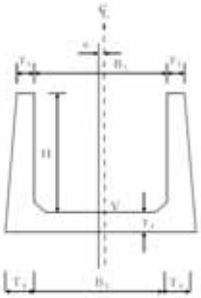	スパン長の標準を 9m とした場合。
						幅(B)	+25 -15	-25			
						厚さ(T)	+20 -13	-20			
						高さ(H)	±15	-25			
						中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100			
						スパン長(L)	直線部 ±13 曲線部 ±20	直線部 ±20 曲線部 ±30			
						施工延長		-0.1%、 ただし延長 150m 未満 -150			

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	5 水路工	2 開水路	2 鉄筋コンクリート二次製品水路		鉄筋コンクリート大型フリューム 鉄筋コンクリートL形水路	基準高(V)	±20	±30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、厚さについては施工延長 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	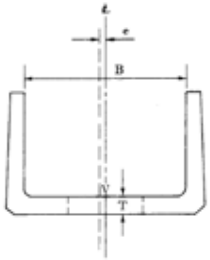	幅、厚さはL形水路のみ測定する。
						幅(B)	+25 -15	-25			
						厚さ(T)	+20 -15	-20			
						中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100			
						施工延長		-0.1%、 ただし延長 150m 未満 -150			
13 農地編	5 水路工	2 開水路	2 鉄筋コンクリート二次製品水路		ボックスカルバート水路	基準高(V)	±20	±30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	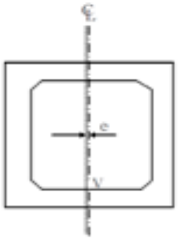	
						中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100			
						施工延長		-0.1%、 ただし延長 150m 未満 -150			

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	5 水路工	2 開水路	3 鉄筋コンクリート二次製品水路		U字溝 U 字フリューム ベンチフリューム	基準高(V)	±25	±40	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。	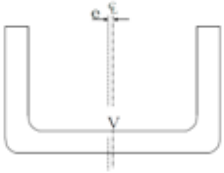	
						中心線のズレ(e)	±30	±50			
						施工延長		-0.1%、 ただし延長 200m 未満 -200			
13 農地編	5 水路工	2 開水路			土水路	基準高(V)	指定したとき ±65	±100	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。	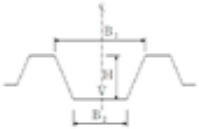	
						幅(B)	+100 -50	-75			
						高さ(H)	指定したとき +100 -50	-75			
						施工延長		-0.2%、 ただし延長 200m 未満 -400			
13 農地編	5 水路工	3 暗渠、サイホン工			現場打サイホン	基準高(V)	±30	±50	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ（曲線部）については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	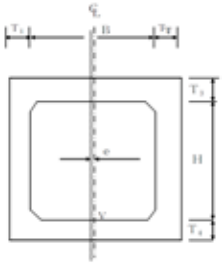	スパン長の標準を9mとした場合。
						幅(B)	+20 -13	-20			
						厚さ(T)	+20 -13	-20			
						高さ(H)	±13	-20			
						中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100			
						スパン長(L)	直線部 ±13 曲線部 ±20	直線部 ±20 曲線部 ±30			
						施工延長		-0.1%、 ただし延長 150m未満 -150			

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	5 水路工	3 暗渠、サイホン工			現場打暗渠	基準高(V)	±20	±30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ（曲線部）については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	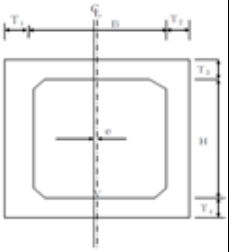	スパン長の標準を9mとした場合。
						幅(B)	+20 -13	-20			
						厚さ(T)	+20 -13	-20			
						高さ(H)	±13	-20			
						中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100			
						スパン長(L)	直線部 ±13 曲線部 ±20	直線部 ±20 曲線部 ±30			
						施工延長		-0.1%、 ただし延長 150m未満 -150			
13 農地編					コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎 コンクリート側溝 コンクリート管渠 横断構造物 コンクリート擁壁 その他上記に準ずるもの	基準高(V)	±30	±45	線的な構造物については施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。	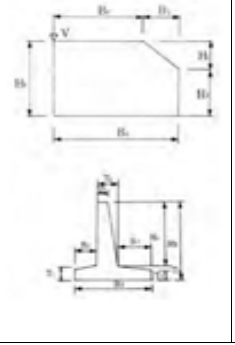	
						幅(B)	±20	-30			
						厚さ(T)	部材厚 30 ㎝未満 +15 -13 部材厚 30 ㎝以上 +20 -15	-20 -25			
						高さ(H)	2m未満 ±20 2m以上 ±30	-30 -45			
						施工延長 (又は長さ)		-0.1%、 ただし延長 2m未満 -30 10m未満 -50 50m未満 -100 200m未満 -200			

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値（参考）	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編					頭首工 本体	基準高(V)	±20	±30	構造図の寸法表示箇所を測定する。		
						幅(B)	天端幅等　±20 エプロン部　±40	-30 -60			
						厚さ(T)	+30　-20 導流壁・エプロン部等	-30			
						高さ(H)	+30　-20 導流壁等	-30			
						長さ(L)	+100　-65 導流壁・エプロン部	-100			
					頭首工 護床ブロック (異形ブロック)	基準高(V)	±100	±150	基準高については施工面積 100 ㎡につき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		
						面積(A)		-0.2%			

（単位：mm）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
10 森林土木編	1 林道工事	2 法面工	1 特殊モルタル吹付工		特殊モルタル吹付工	吹付量	設計量以上	全数		現場搬入時に監督員の立会確認。 施工後の使用残量、使用済空袋、空缶の監督員の立ち会い確認
						付着量（6kg 吹き）	190g以上 (6kg×0.04 ㎡(供試体面積は1辺 20cm の場合)×0.87×0.9)	施工面積 50 ㎡につき 1 箇所		測定は吹付後 7 日以上のものとし、付着量には供試体重量は含めない。
						付着量（10kg 吹き）	280g以上 (10kg×0.04 ㎡(供試体面積は1辺 20cm の場合)×0.87×0.8)			
						接着強度	設計基準強度を下回る確率が 1/4 以下で、設計基準強度の 80%を下回る確率が 1/20 以下	施工面積 500 ㎡未満は、50 ㎡につき 1 箇所、500 ㎡以上は 100 ㎡につき 1 箇所 （供試体の接着面に対し直角に引張力を徐々に与え 1 分間で測定）		供試体（ﾓﾙﾀﾙﾌﾞﾛｯｸ）2cm×2cm×2cm、フック器具付 標準設計強度（28週強度）：0.8N/㎟